2023 年度

東大入試問題研究会

〈日本史〉

2023 年 6 月

駿台予備学校

東大入試問題研究会（2023）

日本史

Ⅰ．今年度入試の特徴

(1) 分量

① 問題数

2023 年度は例年どおり４題構成。

② 総字数

総字数は 660 字（右表参照）。

過去５年間の総字数の推移	
年　度	総字数
2023 年度	660 字（22 行）
2022 年度	660 字（22 行）
2021 年度	630 字（21 行）
2020 年度	660 字（22 行）
2019 年度	630 字（21 行）

③ 時間配分

地歴２科目で 150 分、1 科目 75 分程度。

従って例年、日本史の場合（４題構成）は１題平均 20 分弱で答案をまとめなければならない。１題 15 分以内で解答する訓練をしておく必要がある。

(2) 出題形式と出題内容

①形式

例年通り、４題で、すべて**論述問題**。リード文・参考文・史料・グラフ・図表・写真等を用いる例年の形式を今年度も踏襲している。

第１問は、**律令制期・摂関期・院政期の国家的造営工事のあり方の変化を、国家財政と地方支配との関係を踏まえて問う問題**である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

第２問は、**家督継承の決定のあり方の変化と、応仁・文明の乱との関係について問う問題**である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

第３問は、**A江戸で寄席が急増した理由を問う問題、B町奉行が寄席を擁護した理由について問う問題**である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

第４問は、**A占領終結から岸内閣期の日本の対外関係の変化について問う問題、B1950 年代後半から岸内閣期における政党間対立の変化について問う問題**である。参考文とグラフと史料を読解・熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

②時代

出題される時代については、第１問が古代、第２問が中世、第３問が近世、第４問が近代または近現代(戦前と戦後)というのが基本的パターンである。しかし、今年度は第４問が大きく変化し、近代は出題されず、現代のみであった。第１問は**古代(奈良時代・平安時代)**、第２問は**中世(室町時代)**、第３問は**近世(江戸時代)**、第４問は**現代(昭和戦後期)**であった。

③分野

第１問が「**国家的造営工事のあり方の変化**」で**社会経済史**。第２問が「**応仁・文明の乱と家督継承の関係**」で**社会経済史・政治史**。第３問が「**寄席の急増と町奉行の寄席擁護の理由**」で**文化史・政治史**。第４問が「**戦後日本の対外関係と政党間対立**」で**外交史・政治史**。

④難易度

第１問が「標準」、第２問が「標準」、第３問が「標準」、第４問が「標準」。前年度と比較し、総合的には、基本的な変化は見られなかったと言ってよい。各問題とも基本的知識を前提として活用できれば、参考文・年表などを用いて考察することにより、解答できる問題であり、**難易度は標準**といえる。

⑤内容

第１問

国家的造営工事のあり方の変化を考察する問題である。国家的造営工事のあり方の変化について、国家財政とそれを支える地方支配との関係を踏まえ、律令制期、摂関期、院政期の違いに触れながら説明することが求められている。その際、参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

＜参考文１＞

(1) 律令制のもとでは，仕丁(しちょう)と雇夫(こふ)が国家的造営工事に動員された。仕丁は，全国から50戸ごとに成年男子2名が徴発され，都に出仕し役務に従事した。雇夫は官司に雇用された人夫で，諸国から納められた庸が雇用の財源となった。

参考文（１）からは、律令制のもとでは、仕丁と雇夫が「国家的造営工事」に動員されたことを確認し、仕丁が律令制の労役の一つであること、及び、律令制において雇役として雇用される雇夫の賃金・食料などが、庸を財源にしていたことを読み取ることが要求されている。

まず、「国家的造営工事」を考察するにあたっては、律令制の国家の支配機構や税制について確認しておく必要がある。律令国家は、法に基づく官僚機構と、戸籍・計帳による

人民支配（籍帳支配）を基礎にして成立している。

官僚機構は、官位相当制により整備され、位階を与えられた官僚（官人）には、位階に応じた官職が与えられた。ヤマト政権においては、大王（のち天皇）が、蘇我氏・物部氏のような氏とよばれる同族集団に、臣・連のような姓と言われる称号を与える、氏姓制度が支配体制の基礎をなした。しかし、氏に与えられる姓と異なり、律令制における位階は、官僚の序列を示す、正一位から少初位下までの30階の等級であり、個人に与えられ、能力によって昇進も可能であった。また、官職とは、太政大臣・左大臣・右大臣・大納言などのような官僚の地位・役職のことである。そして、位階に応じた官職が与えられる官位相当制の官僚機構を基礎に、二官八省の律令国家の中央行政組織が形成された。

律令国家は、６年ごとに、徴税・徴兵など、人民支配の根幹となり、班田の台帳ともなる戸籍を編纂し、毎年、人頭税の台帳となる計帳を作成した。そして、６歳以上の良民と賤民の男女に口分田を班給し、最低生活の保障を図る班田収授法を実施した。

土地税の租は、面積を単位として田の収穫に賦課され、国衙の財源となった。１段につき稲２束２把が課され，収穫の約３％で低率であったが、それは民衆の最低生活を保障し、人頭税の課税対象を確保するためであった。

課役とも言われる人頭税の調・庸・雑徭は、男性のみに課され、正丁は 21～60 歳、老丁（次丁）は61～65歳、少丁（中男）は17～20歳の男性と規定された。

調は、絹・糸・布（麻布）など各地の特産品を税としたもので、中央政府の財源となり、老丁は正丁の２分の１、少丁は正丁の４分の１を負担した。

庸は、歳役（都での10日間の労役）の代わりに収められる布（麻布）で、中央政府の財源となり、正丁１人あたり２丈６尺（約８ｍ）、老丁は正丁の２分の１を負担、少丁には負担はなかった。

雑徭は、国司の下での土木工事などの労役で、正丁は年間60日を上限に使役させられ、老丁は正丁の２分の１、少丁は正丁の４分の１を負担した。

仕丁とは、公民の成年男性に課せられた労役、及び、労役に徴発された正丁の呼称である。養老令では、地方の諸国から50戸に正丁２名の割合で徴発し、中央政府の雑務に服させた。

雇役とは、宮都や寺院の造営など中央での国家的造営工事に際して、賃金や食料を支給して人夫を雇用することであり、その人夫を雇夫とよんだ。そして、庸が雇役の財源となった。

ここでは、問題の要求する、「律令制期」の「国家的造営工事のあり方」として、その労働力が仕丁とよばれる正丁に課せられた労役と、雇役として雇用された雇夫によって担われたものであることを確認する必要がある。

また、問題の要求する「国家財政とそれを支える地方支配との関係」としては、仕丁は税制の一環としての労役として地方から徴発される正丁であり、雇夫は地方から集めて雇用した人夫であり、雇夫を雇用する財源は、地方から徴税した庸であったことも確認する

必要がある。

さらに、「律令制期」の「地方支配」としては、６年のち４年の任期で派遣された中央貴族の国司の下、ヤマト政権における国造などの地方豪族を採用して任命した郡司が徴税の実務にあたっていたことにも言及することが求められている。

＜参考文２＞

⑵　奈良時代に朝廷が行った石山寺の造営工事では，仕丁・雇夫らが従事した作業の内容が記録に残されている。また，恭仁京・長岡京・平安京の造営など，大規模な工事を実施する際には，労働力不足への対処として，畿内周辺の諸国に多数の雇夫を集めることが命じられた。

参考文（２）からは、「律令制期」にあたる奈良時代の「国家的造営工事」のひとつが、石山寺の造営事業のような寺院の造営作業であり、その労働力が仕丁と雇夫であることを確認することが求められている。また、もうひとつが、恭仁京・長岡京・平安京の造営など大規模な工事であり、労働力不足への対処として、畿内周辺諸国から多数の雇夫が集められたことも併せて確認することが求められている。

＜参考文３＞

⑶　960 年 9 月，平安京の内裏が火災ではじめて焼失した。その再建は，修理職（しゅりしき）や木工寮（もくりょう）といった中央官司だけでなく，美濃・周防・山城など 27 カ国の受領に建物ごとの工事を割り当てて行われた。こうした方式はこの後の定例となった。

参考文（３）からは、10 世紀に焼失した平安京の内裏の再建は中央官司だけではなく、27 カ国の受領に建物ごとの工事が割り当てられ、以後、「摂関期」になると、このような方式が定例となったことを読み取る必要がある。その上で、10 世紀になると、国司が定額の租税を納入する方式に転換したことによって、現地に赴任した受領国司の権力が強化され、暴政・蓄財を行う者も現れ、国司の地位は利権化して成功・重任・遙任などが行われたことを想起する。そして、これらのことから、「摂関期」には、国家的造営工事も受領国司の成功によって行われた側面があることを考察することが求められている。

これらのことを考察するためには、10 世紀以降の国司制度の変質について整理する必要がある。

８世紀の後半以降、人頭税の負担過重もあり、浮浪・逃亡が増加していった。また、戸籍に、男性であっても女性と虚偽の記載を行い、人頭税を課せられる男性の数を実際よりも少なく見せかける偽籍も横行した。このような中で、桓武天皇は、班田の期間を６年１

班から12年1班に改めることによって班田収授の励行を試みたり、公出挙の利息を5割から3割に減らしたり、雑徭の期間を 60 日から 30 日に半減するなど、公民負担の軽減を図った。しかし、籍帳支配の崩壊は進行し、班田収授が行われない地域も増加した。そして、しだいに人頭税の徴収も困難となって、律令国家は財政難に陥っていった。

一方、地方では、大規模な農業経営を行うような有力農民も現れ、私出挙なども行い勢力を強めていった。それに伴い、国造の系譜を引く地方豪族で、伝統的な支配力を持つ郡司の勢力も、しだいに弱まっていった。

10 世紀に入り、醍醐天皇は、902 年に延喜の荘園整理令を発したり、班田の励行に努めたり、律令制の再建を図ったが、もはや籍帳支配は崩壊し、902 年が最後の班田となった。このような律令制の衰退の様相は、三善清行が醍醐天皇に提出した「意見封事十二箇条」にある地方政治の実態によく表れている。

このように律令制が衰退し、籍帳支配が崩壊していく中、籍帳支配を前提とした人頭税中心の税体制も崩れ、律令国家は、旧来の形態では、もはや支配を維持することが不可能となっていった。

そのため、律令国家は、国司に一定額の税の納入を請負わせ、それと引き換えに国司に任国の統治を委任する方針に転換していった。従来は、国司は中央政府の監督の下に、任国の行政を担い、厳しく勤務評定される地方官であった。そして、国司の下で、郡司が徴税業務など民政の実務を担当していた。

しかし、このような国司制度の変質により、国司の権限は強化され、地方政治における国司の役割は増大し、本来は律令に規定された地方官としての職務を要請された国司は、しだいに徴税請負人化していった。そして、国司の政庁である国衙も、従来と比較し、重要な役割を持つようになった。

一方、国司の権限強化に伴い、これまで地方の実務を直接的に担ってきた、郡司の政庁である郡衙（郡家）の役割は低下し、郡衙は衰退していき、10 世紀末ごろまでには解体していった。

籍帳支配の崩壊に伴い、籍帳支配を前提とした人頭税の徴収は困難となってきたことは前述した。そのため、国司は、郡司を媒介することなく、領内の課税対象となる田地を名という徴税単位に分割して編成した。そして、田堵と呼ばれる有力農民に名の耕作を請負わせ、名には負名といわれる請負人の名をつけた。このような制度を、負名体制と呼ぶが、国司は負名を直接的に掌握し、従来の租・庸・調や公出挙の利稲、雑徭などの労役を統合し、それらに見合う、官物や臨時雑役と呼ばれる土地税を、名を単位に徴収した。

このように、籍帳支配を前提とした、戸籍に登録された成年男性に課税する、律令の原則に基づく人頭税中心の税体系は崩壊し、有力農民の経営する土地を基礎に課税する土地税中心の税体制に転換した。そして、国司制度の変質と税制の転換は、醍醐天皇の親政である延喜の治と、村上天皇の親政である天暦の治の間の時期に位置する、朱雀天皇の摂政・関白であった藤原忠平が政権を掌握していた時期に推進された。

国司制度の変質に伴い、任国の国衙に赴任する国司の最上席者は、政府に対する徴税請負人の性格を強めて受領と呼ばれた。なお、国司の最上席者とは、例外を除いて国司の長官である守であった。

受領国司は、任国の行政を担う最高責任者として国務を一手に掌握したが、その多くは、中下級貴族の出身であり、暴政・蓄財を行う者も多かった。988 年、「尾張国郡司百姓等解」によって、尾張の国司であった藤原元命は、郡司や有力農民から、極端な増税や、都から連れてきた子弟・郎党の乱暴など、31 ヵ条にわたる非法を列挙され、政府に訴えられた。それにより、翌年、藤原元命は、尾張守を解任されたものの、その後も他国の国守（国司の長官）となり昇進した。

このように、国司の地位が利権化したので、私財を寄付して国司などの官職を得る成功や、成功により再任される重任などの売位売官が行われるようになり、重任のほとんどの例が国司であった。また、中央の上級貴族の中には、国司の利権に目をつけ、国司を兼任するものの、現地には赴任せずに収益のみを獲得し、任国の国衙には目代を派遣する遙任を行う者も増加した。このような国司を遙任国司といい、遙任国司の国衙を留守所といった。そして、国衙の実務をとる在庁官人は、国司が私的に現地の地方豪族や開発領主から採用した。在庁官人の地位は世襲され、同時に武士化も進行した。

969 年の安和の変で、醍醐天皇の子である左大臣の源高明を失脚させることにより、藤原北家の他氏排斥は完成した。以後、ほぼ摂政・関白が常置される体制になったので、安和の変から、藤原北家を外戚としない後三条天皇の親政が始まる1068年までを「摂関期」とすることが一般的である。

この「摂関期」の「国家的造営工事のあり方」と「国家財政と地方支配との関係」については、国家的造営工事が受領国司の成功によって行われる側面が多くなっていったことを考察し、受領国司が名を単位に田堵から徴収する土地税が、「国家的造営工事」の財源となっていったことを想起することが求められている。

＜参考文４＞

⑷　1068 年に即位した後三条天皇は，10 年前に焼失した内裏をはじめ，平安宮全体の復興工事を進めた。これを契機に，造営費用をまかなうための臨時雑役を，国衙領（こくがりょう）だけでなく荘園にも一律に賦課する一国平均役（いっこくへいきんやく）の制度が確立した。

参考文（４）からは、後三条天皇が平安宮全体の復興工事を進めたことを契機に、造営費用を賄うための臨時雑役を、国衙領だけでなく荘園にも一律に課税する一国平均役の制度が確立したことを確認する。その上で、「院政期」には荘園整理も進み、「国家的造営工事」は、荘園公領制に対応する一国平均役で賄われたことを考察し、国司のもとで、郡司・郷司・保司が名主から徴収する年貢・公事・夫役が財源となったことを想起することが求められている。

国司の支配下にある土地を国衙領（公領）というが、11 世紀頃になると、国司は国内を郡・郷・保などの新たな単位に再編成して国衙領を形成していき、開発領主たちを郡司・郷司・保司に任命して徴税を請け負わせた。そのような中で、在庁官人や郡司らの中には、公領を自らの領地のように管理したりする者が現れ、国衙の圧迫を受けた郡司・郷司・保司の中には、中央の貴族や寺社を荘園領主とし、郡・郷・保を寄進したりするようになる者も現れた。

そのため、律令制のもとで、国・郡・里（郷）の上下の区分で構成されていた国の編成は、荘・郡・郷などが並立する、荘園と公領で構成される荘園公領制へと移行していった。

一方、「院政期」になると、寄進地系荘園も急速に拡大し、荘園は荘官が管理し、公領は郡司・郷司・保司や在庁官人らが管理するようになり、荘園と公領との同質化も進み、荘園公領制が確立していった。

この頃より、田堵は耕作権を強化して名主とよばれるようになって名主職を持ち、名は名田と言われるようになり、荘園も公領も名田で構成されるようになった。そして、荘園内の名主は荘園領主に、公領内の名主は国司に、年貢・公事・夫役と言われる土地税を納入した。なお、「職」とは職務に伴う土地からの収益権のことである。

また、「院政期」の「国家的造営工事のあり方」と「国家財政と地方支配との関係」については、「院政期」になると、荘園・公領を問わず、国内一律に賦課される一国平均役が租税として確立したので、一国平均役が「院政期」における国家的造営工事の財源となっていったことを考察することが求められている。

＜解答の作成＞

解法をまとめると、

①「律令制期」の「国家的造営工事のあり方」と「国家財政と地方支配との関係」については、参考文（１）から、まず、「律令制期」の「国家的造営工事」では、仕丁と雇夫が動員されたことを確認する。つぎに、地方から徴発された仕丁が、律令制の労役の一つであるという基本的知識を導く。その上で、律令制の雇役において雇用される雇夫の賃金・食料などが、国司の下で郡司が地方の公民から徴税した、人頭税である庸を財源にしていたことを考察する。

②「律令制期」の「国家的造営工事のあり方」と「国家財政と地方支配との関係」については、参考文（２）から、まず、「律令制期」の「国家的造営工事」の一例が寺院の造営作業であり、その労働力が仕丁と雇夫であることを読み取る。つぎに、「国家的造営工事」のもうひとつの例が、都城の造営などの大規模な工事であり、労働力不足への対処として、畿内周辺諸国から多数の雇夫が集められたことも読み取る。その上で、参考文（１）を想起して、雇夫の財源が庸であることを再確認する。

③「摂関期」の「国家的造営工事のあり方」と「国家財政と地方支配との関係」については、参考文（３）から、まず、「摂関期」の「国家的造営工事」が受領によって担われ

たことを読み取る。その上で、籍帳支配の崩壊による定額租税納入への転換により、権力が拡大した受領が「国家的造営工事」を担い、田堵から徴収する土地税や受領の成功が財源となったことを考察する。

④「院政期」の「国家的造営工事のあり方」と「国家財政と地方支配との関係」については、参考文（４）から、まず、「院政期」の「国家的造営工事」が、国衙領だけでなく荘園にも一律に課税する一国平均役で賄われたことを読み取る。その上で、「院政期」に荘園公領制が確立したことを想起し、「国家的造営工事」は、荘園公領制に対応する一国平均役で賄われたことを再確認する。そして、「国家財政と地方支配との関係」については、荘園領主や国司が名主から徴収する年貢・公事・夫役がその財源となったことを考察する。

＜解答の骨子＞

上記の内容を踏まえ、解答の骨子を示してみよう。

国家的造営工事は、律令制期、仕丁や雇役により担われ、人頭税を財源とし、摂関期、受領の成功や、田堵から徴収する土地税を財源とし、院政期、一国平均役で賄われ、名主から徴収する土地税を財源としたことを述べればよい。

第２問

応仁・文明の乱と家督継承の関係について問う問題である。15 世紀の武士の家における家督継承の決定のあり方の変化と、応仁・文明の乱の発生・拡大との関係について説明することが求められている。その際、参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

鎌倉時代後期以降、惣領制が解体し、分割相続から嫡子単独相続へと移行していくと、家督相続争い（家督争い）が激化していった。このことが、応仁・文明の乱の発生・拡大の背景・要因となっていた。このことを考察するためには、まず、惣領制とその解体について、明確に確認する必要がある。

惣領制とは、一族の血縁的結合に基づく中世武士団の社会的結合形態のことである。一族の本家（宗家）の家長のことを惣領、または家督と呼び、惣領を継ぐ、器量・識見のある者を嫡子、その他を庶子といった。また、惣領家と庶子家との集団は、一門・一家と呼ばれる強固な血縁的結合を形成し、所領は一門・一家の内部で分割相続され、鎌倉時代前中期には、庶子のみならず、女性にも分割相続された。

将軍は、見参（けんざん）して名簿（みょうぶ）を提出した、主として惣領である武士と主従関係を結び、御家人とした。そして、将軍は、惣領家、庶子家、及び、それらの家に属する家子・郎党（郎等）に至る一門・一家を統率している惣領を通して御家人を掌握し、戦時に際しては、惣領を通して軍事動員した。

一方、惣領は、惣領家の家子・郎党、庶子家の家子・郎党に至る、一門・一家を率いて、戦時の軍事動員である軍役や、内裏などを警護する京都大番役、幕府を警護する鎌倉番役などの番役や、修造役である関東御公事などの御家人役を、奉公として務めた。すなわち、鎌倉幕府は、惣領制に依拠して御家人を統率していたのである。

元寇の後、鎌倉後期になってくると、元寇の多大な戦費負担と極端な恩賞不足、分割相続による所領の細分化、貨幣経済の進展による所領の売却・入質などにより、御家人の窮乏化は進んだ。また、1221 年の承久の乱に際して、後鳥羽上皇方の所領約 3000 箇所を没収して以降、鎌倉幕府による大規模な所領の拡大と、それに伴う、御恩としての御家人所領の大規模な知行給与は行われていない。

そのため、相続形態においては、分割相続から嫡子単独相続への転換が余儀なくされた。そして、所領を分割されなかった多くの庶子は、惣領家の家臣化し、惣領家への従属が進んだ。

一方、惣領家から独立する庶子も生まれ、周辺の武士と一揆や党を結成する者も現れた。このように、惣領制の解体に伴い一門・一家の結合が崩壊していき、武士の血縁的結合から地縁的結合への転換が促されていったのである。

また、惣領制の解体に伴う、分割相続から嫡子単独相続への転換により、一門・一家が分裂して骨肉の争いを演じる家督相続争いが発生するようになっていった。

惣領制の解体に伴う、一門・一家の血縁的結合の崩壊は、御家人制の動揺を促し、御家人制の動揺は、事実上、御家人の連合政権である鎌倉幕府の根柢を揺らがせることとなったのである。そして、室町時代になると、武士の家における家督相続争いは、熾烈になっていった。

＜参考文 1＞

(1) 1433 年 4 月，安芸国の国人小早川家の家督をめぐり，持平（もちひら）・凞平（ひろひら）兄弟が争った。兄弟の父則平（のりひら）は，当初持平を後継者に指名したが，死去の直前あらためて凞平を指名していた。将軍足利義教が有力守護に意見を問うたところ，まず一族・家臣の考えを尋ねるべしという回答が大勢を占めた。

参考文（1）からは、1433 年、安芸の国人小早川家の家督継承では、父である惣領の則平が、当初、後継者として持平を指名していたが、死去の直前、熙平を改めて指名したこと、この件に関し、6 代将軍足利義教が有力守護に意見を聞いたこと、及び、有力守護の回答の大勢は一族・家臣の考えを聞け、というものであったことを読み取る。

その上で、惣領の後継者である嫡子は、惣領の意思で決まっていたが、この事例から、15 世紀になると、将軍の意向や、一族・家臣の意向も反映されるようになったことを考察することが要求されている。

＜参考文２＞

(2) 1433年11月，義教は，かつて管領を務めた斯波義淳(よしあつ)の後継者として，その弟たちのなかで以前から有力な候補と目されていた持有(もちあり)をしりぞけ，その兄義郷(よしさと)を指名して斯波家の家督を継がせた。

参考文（２）からは、６代将軍足利義教が、管領を務めた斯波義淳の後継者として有力視されていた弟の持有を退け、兄の義郷に斯波家の家督を継がせたことを読み取る。

そこから、将軍が管領家の家督相続争いに介入していることを確認することが要求されている。

＜参考文３＞

(3) 畠山家では，惣領持国(もちくに)と将軍義教との関係が良くなかったため，1441年，有力家臣たちが義教に願い出て，弟の持永(もちなが)を家督に擁立した。しかし同年，義教が嘉吉の変で討たれると，持国は軍勢を率いて持永を京都から追い落とし，家督に復帰した。

参考文（３）からは、1441年、畠山家では、有力家臣たちが、６代将軍足利義教に願い出て、義教と関係の悪い惣領の持国を排して弟の持永を擁立したこと、しかし、同年、嘉吉の変で義教が討たれると、持国は軍勢を率いて持永を追放して家督に復帰したことを読み取る。

その上で、将軍が有力守護大名家の家督争いに介入していることを再確認するとともに、嘉吉の変で、６代将軍足利義教が赤松満祐に討たれ、将軍権威が衰退して以降、家督争いに武力が用いられるようになってきたことを考察することが要求されている。

＜参考文４＞

(4) 斯波家では，義郷の跡を継いだ義健(よしたけ)が幼少だったため，有力家臣甲斐常治(じょうじ)が主導権を握った。義健が早世したあと一族の義敏(よしとし)が跡を継いだが，常治と義敏の父持種(もちたね)が対立した結果，義敏は家臣たちの支持を失い，1459年，家督をしりぞいた。

参考文（４）からは、斯波家では、幼少の惣領である義健の下で有力家臣の甲斐常治が主導権を握ったこと、義健が早世した後、一族の義敏が家督を継いだが、甲斐常治と義敏の父持種が対立すると、1459年、家臣の支持を失った義敏が家督を退いたことを読み取る。

その上で、嘉吉の変以降、将軍権威が衰退すると、家臣や一族の意向で家督争いが複雑化していることを考察することが要求されている。

つぎに、このような、15 世紀の家督争いの変化の実態を確認した上で、1467～77 年の応仁・文明の乱の発生・拡大と、武士の家における家督継承決定のあり方の変化の関係を考察することが求められている。

1441 年の嘉吉の変の後、将軍権威が失墜し、将軍権力が衰退していった。それに伴い、有力守護大名家や将軍家においても、家督相続争いが続発していった。将軍を補佐する管領を担う細川・斯波・畠山の三氏は、三管領と言われた。管領家の畠山家では、惣領の父持国から家督を相続した畠山義就と、一族の擁立する畠山政長との間で家督争いが発生していた。斯波家でも、義健が早世した後、家督を継いだ一族の斯波義敏と、九州探題渋川氏の一族から迎えられた斯波義廉が家督争いを起こしていた。

さらに、将軍家でも、8 代将軍足利義政の弟の義視を将軍の後継者と決定したが、翌年、義政と妻の日野富子との間に義尚が生まれ、富子が義尚を強く将軍に推したため、足利義政・義尚と足利義視との間に家督争いが起こった。

一方、室町幕府では、幕政の覇権を巡り、細川勝元と山名持豊（宗全）が対立していた。この両者が、管領家や将軍家の家督争いに介入していったため、対立は一層激化し、1467 年、応仁・文明の乱（応仁の乱）が発生した。

細川勝元を中心とする東軍（細川方）は、家督争いをしていた畠山政長・斯波義敏、及び、赤松氏・京極氏などの有力守護大名で構成され、一方、山名持豊を中心とする西軍（山名方）は、家督争いをしていた畠山義就・斯波義廉、及び、大内氏・一色氏などの有力守護大名で構成された。

当初、東軍が足利義政・義尚親子のみならず、義政の弟の義視の身柄も確保していた。しかし、大内政弘が大軍を率いて西軍に合流して、西軍が優位に立つと、1468 年、足利義視が脱出して西軍に走った。そのため、西軍は義視を擁立し、義尚を擁立する東軍に対して対抗した。さらに守護大名たちも、領国支配を巡る利害対立などが絡み、次々に戦いに参入していったので、応仁・文明の乱は拡大していった。

＜解答の作成＞

解法をまとめると、

①「武士の家における家督継承の決定のあり方」については、まず、惣領が後継者となる嫡子を決定する従来の家督継承のあり方を想起する。つぎに、惣領制の解体にともない、分割相続から嫡子単独相続に転換すると、家督争いが発生してくるという、基本知識を前提として確認する。

②「家督継承の決定のあり方の変化」については、まず、参考文（1）から、従来、惣領の後継者である嫡子は、惣領の意思で決まっていたが、15 世紀になると、将軍の意向や、

一族・家臣の意向も反映されるように変化したことを考察する。つぎに、参考文（２）から、将軍が管領家の家督争いに介入している事例を確認する。

③参考文（３）から、まず、将軍が有力守護大名家の家督争いに介入していることを再確認する。つぎに、嘉吉の変で将軍権威が衰退して以降、家督争いに武力が用いられるようになってきたことを考察する。

④参考文（４）嘉吉の変以降、将軍権威が衰退すると、家臣や一族の意向で家督争いが複雑化していることを考察する。

⑤まず、上記の①～④から「家督継承の決定のあり方の変化」を考察する。その上で、応仁・文明の乱（応仁の乱）の基本知識を想起し、幕府の覇権を巡り細川勝元と山名持豊が対立していたこと、この対立する両者が管領家や将軍家の家督争いに介入したこと、領国支配などを巡り利害対立する守護大名などが参入してきたことを確認し、それらのことが、「応仁・文明の乱の発生・拡大」の要因となったことを考察する。

＜解答の骨子＞

上記の内容を踏まえ、解答の骨子を示してみよう。

家督の決定に将軍・家臣の意向が重視され、将軍権力衰退に伴い家督争いが複雑化する中、細川勝元と山名持豊が管領家や将軍家の家督争いに介入したことが、応仁・文明の乱の発生・拡大の要因となったことを述べればよい。

第３問

寄席の急増と町奉行の寄席擁護の理由について考察する問題である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

設問Ａ

設問Ａは、江戸で寄席が急増した理由を、歌舞伎と対比される寄席の特徴に留意しながら考察することを求める問題である。

まず、歌舞伎について整理しておく。歌舞伎の源流は、出雲阿国が始めた阿国歌舞伎とよばれる踊りにあるといわれている。「かぶき」とは「傾く＝かぶく」から生まれた語で、「傾く」とは、異様な風俗、常軌を逸した行動の意である。

秩序や権威に反し、異様な風体で横行する放蕩無頼の徒を「かぶき者」といい、傾奇者・歌舞伎者と表記することもある。「かぶき者」の横行は、戦国時代末期から江戸時代初期にかけての風潮であり、既存の秩序を否定し、既成の価値を否認し、無頼の徒党を組むが、仲間同士の結束と信義を重んじ命を惜しまない、放逸・遊俠・伊達の気風を一身にたたえた異風の男たちであった。

「かぶき者」は、一方では、幕府権力の取り締まりの対象となり、世俗からは、乱暴・狼藉を働く無法者として嫌悪された。しかし、もう一方では、その男伊達な生き方が、伝統的な美意識の枠組みや、物事の価値基準を大きく転換させる発想のものとして、心の底

では、その気風を憧れる人々の共感と賞賛を得ており、「かぶき者」は女性にもよくもてた。3 代将軍徳川家光の治世の時期である寛永期頃から、長子単独相続などの不満を抱えた旗本や御家人の次男・三男以下を中心とする旗本奴、江戸の町人たちを中心とする侠客の集団である町奴といった無頼集団が、江戸を跋扈したが、かれらも「かぶき者」の一類型である。

江戸幕府が成立した 1603 年、出雲阿国が、「かぶき者」の風俗を取り入れた歌舞伎踊りの公演を京都で成功させると、かぶき踊りは、たちまち全国的な流行となり、のちの歌舞伎の原型となった。

歌舞伎踊りの創始者である出雲阿国は、出雲大社の巫女と言われる。歌舞伎踊りは、「かぶき者」を演じる男装の阿国が、茶屋の女（遊女）と戯れる有様を真似た踊りであり、爆発的な人気を呼ぶが、やがて遊女が踊る女歌舞伎に発展していった。

女歌舞伎は、阿国が「かぶき者」の男を演じる間接的なエロティシズムから、遊女の性的魅力を誇示する直接的なエロティシズムへ転換した。女歌舞伎は人気を博し、諸国に広がり、民衆のみならず大名をはじめとして武士たちも愛好した。しかし、遊女が演じるので売春と結びつき、遊女を巡り、男たちの喧嘩や口論が絶えなかったので、1629 年、江戸幕府により、風俗紊乱を招くとして、女歌舞伎は禁止された。受験生の諸君も、これから、留学生や外国人の友人から、「歌舞伎は何で男だけで演じるのか？」との質問を受けることがあると思うが、それは、弾圧の結果によるものであったことは説明できないとまずい。

女歌舞伎が禁止されると、それに代わって、元服前の若衆髷の美少年が演じる若衆歌舞伎が流行した。男色の対象としての少年の容色本位のものであって、芸といったようなものはまだ成り立たなかったと思われるが、若衆でなければ演じられないようなエロティックなものもあり、軽業芸や、狂言小舞と踊とをとりまぜた一人で踊る踊など、後世の歌舞伎の中に残る芸も伝えた。しかし、男色が風俗を乱すとして、1652 年に禁止された。

このような、風俗弾圧の結果、若衆歌舞伎が禁止された翌年、前髪を剃った野郎頭の成人男性による野郎歌舞伎のみが、「物真似狂言尽し」を演ずることを条件として再開を許可された。すなわち、容色を売る、男色につながる若衆の扇情的な舞や踊ではなく、野郎が演ずる「物真似芝居」のみならば容赦してやるという意味であった。しかし、このように弾圧による表現の規制で追い込まれた結果、歌舞伎は、ストーリーも舞台装置も急速に充実させ、本格的な演劇としての道を進むことになり、内容を飛躍的に発展させ、生き残っていった。

元禄歌舞伎には、三人のスターも生まれた。ひとりは、市川団十郎（初代）である。市川団十郎は、超人的力を振るって勇猛振りを見せる演技である荒事を創始した江戸前期の江戸の歌舞伎役者である。「見得（みえ）」「隈取（くまどり）」も荒事から生まれた。元禄文化は大坂が中心であったが、歌舞伎は江戸でも人気を博していた。

もうひとりが、坂田藤十郎（初代）である。坂田藤十郎は、家を出て遊びにふける若者が女と戯れる演技である和事を得意とした江戸前期の上方の歌舞伎役者である。また、和

事の一部としてエロティックな演技である濡れ事が発展した。

さらにもうひとりが、芳沢あやめ（初代）である。芳沢あやめは、女形の第一人者といわれた江戸前期の上方の歌舞伎役者であるが、女形とは、女役を演じる歌舞伎の役柄のことで、「おやま」ともよばれる。

歌舞伎興行のための劇場は芝居小屋とよばれ、高く構えた上級の見物席を桟敷席とよんだ。中村座・市村座・森田座は、幕府に公認された名門の歌舞伎の芝居小屋であり、江戸三座とよばれた。

享保の改革や田沼時代の頃に活躍した歌舞伎作者の並木正三（なみきしょうざ）は、回り舞台・花道・迫り出しなどの舞台装置や舞台技術を考案した。回り舞台とは、迅速な舞台転換のために中央が回転する舞台装置のことであり、花道とは、役者が舞台に出入りする細長い通路のことであり、迫り出しとは、舞台の床の一部を切り取り、その部分を上下させる、迫りとよばれる装置で役者などを押し上げて、奈落（舞台や花道の床下）から、役者を舞台に出すことである。

江戸後期の歌舞伎作者の重鎮で「大南北」と称される鶴屋南北（４世）は、下層社会にうごめく庶民の生態を生々しく描く生世話物を完成し、怪奇・淫蕩・凄惨な描写の怪談物を得意とした。代表作の『東海道四谷怪談』は、牢人民谷伊右衛門が毒殺した妻お岩の怨霊に復讐される生世話物の怪談である。

江戸末期から明治初期の歌舞伎作者である河竹黙阿弥は、生世話物や、盗賊を主人公とする白浪物を得意とした。お嬢吉三・お坊吉三・和尚吉三という３人の泥棒の物語である『三人吉三 廓 初買（さんにんきちざくるわのはつがい）』や、『白浪五人男』と通称される白浪物の『青砥稿花紅彩画（あおとぞうしはなのにしきえ）』などが代表作である。

また、河竹黙阿弥は、明治初期には歌舞伎の改良に尽力した。散切頭や洋装など文明開化の新風俗を取り入れた世話物である散切物や、歴史的事実に忠実な脚色と時代考証により、『安愚楽鍋』などの戯作文学で知られる仮名垣魯文が「活（い）きた歴史」と評したことに由来する活歴を創出した。

江戸後期になり、歌舞伎の入場料が高額化し、娯楽として貧しい庶民には手が出なくなってくると、入場料の安い寄席が、庶民の娯楽となっていった。

寄席とは、江戸に始まった大衆芸能の興行場所である。寄席では、話の最後に「おち」を持つ一人で演じる笑話芸である落語や、軍記・武勇伝などに調子をつけて面白く語る講談などの興業が行われた。

＜参考文１＞

(1) 江戸の寄席は多様な芸能を興行し，1820 年頃から急増して，1841 年には 211 カ所にのぼっていた。歌舞伎(芝居)は日中だけ興行し，入場料が次第に高額化したのに対し，寄席は夜も興行し，入場料は歌舞伎の 100 分の 1 ほどであった。

参考文（1）からは、歌舞伎は日中だけ興行し、入場料が高額化したこと、寄席は夜も興行し、入場料は歌舞伎の 100 分の 1 ほどであったことを読み取り、江戸の寄席が、1820 年頃から急増し、1841 年には 211 箇所に上っていたことを確認する。その上で、この時期、農民層分解の進展による本百姓の没落などで、江戸へ貧民が流入し、下層町人の人口が増加したので、昼間は労働せざるを得ず、賃金も安い下層町人の娯楽として、夜も興行し、入場料の安い寄席が急増したことを考察することが要求されている。

徳川家斉が大御所（実権をもった元将軍）となったのは、晩年の４年間のみである。しかし、通常、1793～1841 年までを大御所時代とよぶ。つまり、11 代将軍徳川家斉（在職 1787～1837）が、尊号一件を巡って、寛政の改革を遂行する松平定信を、1793 年に失脚させてから、1837 年に 12 代徳川家慶に将軍職を譲った後も大御所として実権を掌握して死去した 1841 年までの 48 年間、すなわち、寛政の改革と天保の改革の間の期間の治世を大御所時代とよぶ。また、この時代は文化年間と文政年間を中心としたので、文化・文政時代とよぶこともあり、大御所時代の文化は、化政文化とよばれる。

文化期（1804～18）は、「寛政の遺老」といわれた老中松平信明らが寛政の改革の質素倹約の路線を継承した。いわば、緊縮財政（デフレ政策）が継続されたのである。しかし、文政期（1818～30）となると、側用人のち老中に就任した水野忠成らにより積極財政（インフレ政策）が展開された。巷では、水野忠成の政策が、田沼意次の治世を彷彿させたので、「水の出てもとの田沼となりにける」などの川柳も作られていた。水野忠成らは、幕府財政悪化を打開するため、改鋳差益を目的に悪貨である文政金銀を大量に鋳造したので、農村への貨幣経済の浸透が進み、農民層分解が激化した。

また、この時期は、江戸地廻り経済圏の形成により、関東農村では農民層分解が顕著となっていたことも確認する必要がある。江戸地廻り経済圏とは、江戸に結合する、関東を中心とした市場圏のことである。江戸に入荷する商品は、全国の物資の集散地である中央市場（全国市場）である大坂から江戸に送られる「下り物（下し荷）」と、江戸に近い近国から送られてくる「地廻り物（地廻り荷）」に大別された。江戸地廻り経済圏が形成され、江戸も中央市場（全国市場）化すると、大坂の中央市場（全国市場）としての地位が低下した。

江戸地廻り経済圏の形成に伴い、関東農村に江戸の生活必需品を供給する商品作物の栽培や農村工業が発達し、百姓身分の新興の農村商人である在郷商人が成長した。また、文政期から天保期にかけてマニュファクチュア（工場制手工業）も発展を始めた。そのため、関東農村に急激に貨幣経済が浸透し、農民層分解が促進され、本百姓の没落が増加し、博徒や無宿人が激増して治安が悪化してきた。

また、関八州（関東八カ国）は、幕領・大名領・旗本領・寺社領が入り組んでおり、それぞれ警察権が異なるので、取り締まりに困難が伴い、犯罪が横行した。そのため、1805 年、幕領や私領の区別なく犯罪人を逮捕・取締り権限を持つ、「八州廻り」と通称される関東取締出役を設置し、関東の治安維持にあたらせた。さらに、1827 年、幕府は、幕領・

私領の区別なく数十カ村で結成され，関東取締出役の下で治安維持にあたる、寄場組合（改革組合村）を設置した。

設問 B

設問Ｂは、寄席を擁護した理由となる、町奉行が懸念した事態について、幕府の当時の政策や、幕府がそれ以前に直面した出来事にふれながら考察することを求める問題である。

＜参考文２＞

(2) 1841 年，老中水野忠邦は，江戸の寄席の全廃を主張した。町奉行は，寄席は歌舞伎などに行けない職人や日雇い稼ぎの者などのささやかな娯楽の場で，そこで働く人々の仕事も失われるとして反対した。結局，15 カ所だけが引き続き営業を認められた。

参考文（２）からは、1841 年、天保の改革を遂行する老中水野忠邦が、江戸の寄席の全廃を主張したこと、町奉行が、職人や日雇い稼ぎの者などの娯楽や、寄席で働く者の仕事を失うことになるので反対したこと、町奉行の反対で 15 箇所だけ営業が認められたことを読み取る。その上で、江戸の治安を預かる町奉行が、下層町人の不満緩和や雇用確保のために、寄席の廃止に反対したことを考察することが要求されている。

1833～1836 年頃、長雨・洪水・冷害などに起因する全国的な天保の飢饉が発生し、大量の餓死者がでた。1841～1843 年の老中水野忠邦が主導する天保の改革は、いわば、天保の飢饉の後始末であった。

天保の飢饉に際して、1837 年、大塩平八郎の乱が発生した。大坂町奉行所の元与力で陽明学者であった大塩平八郎（中斎）が「救民」を掲げ民衆とともに蜂起したのである。大塩平八郎に呼応し、越後柏崎で平田篤胤門下の国学者の蜂起する生田万の乱が起きるなど、各地で大塩門弟を称する一揆が続発した。

天保の飢饉や大塩平八郎の乱の「内憂」や、モリソン号事件など外国船の接近の「外患」に対し、1841 年、老中水野忠邦は、享保の改革や寛政の改革を目標とし、幕府権力の強化を図ることを目的に、天保の改革に着手した。

まず、水野忠邦は、文化・風俗の抑制を図り、倹約令の発令、出版統制令の発令による、人情本『春色梅児誉美（暦）』の作者為永春水や、合巻『修紫田舎源氏』の作者柳亭種彦への弾圧、風俗取締令の発令による、江戸三座（中村座・市村座・森田座）の場末である浅草への移転などを行った。また、寄席の全廃も主張した。しかし、民衆の反発による打ちこわしを懸念する町奉行が反対したので全廃はしなかったものの、211 軒あった寄席を 15 軒に減らした。

商業政策としては、1841 年、江戸の物価引下げを目的として株仲間解散令を発令した。水野忠邦は、物価騰貴の原因を株仲間が上方市場からの商品流通を独占し、物価を操作していると誤った判断をしていた。

しかし、実際の物価騰貴の原因は、株仲間の統制が弛緩したことにより、大坂を全国の物資の集散地とする中央市場（全国市場）として形成された商品流通の基本ルートが機能しなくなり始め、江戸への商品流通量が減少していたことにあった。また、悪貨の大量鋳造も物価騰貴の原因となっていた。ところが、水野忠邦が判断を誤って株仲間を解散させた結果、江戸への物資輸送量が一層減少し、逆に江戸における物価の上昇を促進させてしまった。

1843 年、水野忠邦は、人返しの法（人返し令）を発令し、天保の飢饉で荒廃した農村の再建を目的に、江戸に流入した貧民を強制帰村させようとした。すなわち、江戸の下層の住民の数を減らして、打ちこわしの防止などの治安維持を図るとともに、農村人口を回復して、年貢負担者の確保を意図した。また、江戸の人別改めの強化と百姓の出稼ぎの禁止も行った。

このように、水野忠邦は、天保の改革において、風俗を統制し、人返しの法を発するなどの強硬策を実施し、寄席の全廃も主張した。しかし、町奉行は、下層町人の不満緩和や雇用確保のために寄席を擁護したのである。

＜参考文３＞

⑶　これより以前の 1837 年，町奉行は，江戸で例年に比べ米価などが高く，盛り場もにぎわっておらず，建物の普請による仕事の口も少ないことを問題視した。この先さらに状況が悪くなると，職人などは何をするかわからないと懸念し，彼らが騒ぎ立てないよう手を打つべきだと述べた。

参考文（３）からは、1837 年、江戸の米価の高騰や、盛り場がにぎわってないこと、建築普請の仕事口が少ないことを問題視した町奉行が、職人が騒ぎ立てないように手を打つべきだと述べたことを読み取る。その上で、1833～36 年を中心とした天保の飢饉の影響による物価の高騰、消費の減退、雇用の減少が下層町人の不安を高めているので、町奉行が打ちこわしを懸念していることを考察することが要求されている。

幕藩体制のシステムとして、将軍や大名が本百姓から年貢米を収奪し、家臣に対して御恩の俸禄米（蔵米）として知行給与する俸禄制度（蔵米知行制）が形成された。家臣は、その俸禄米（蔵米）を都市（江戸などの城下町）で売却・換金し、その現金を用いて消費生活を行った。一方、将軍や大名は、本百姓から収奪した年貢米を大坂などの蔵屋敷で売却・換金して財源とした。

本百姓は、年貢米を生産する者たちで、建前上は、米は食わず、麦や粟などの雑穀を主食とした。米を主食とする者は、都市に居住する武士や町人であった。そのため、米価の高騰は、江戸の下層町人の生活を直撃したのであった。

＜参考文４＞

⑷ 1842 年，町奉行は，江戸の町方人口 56 万人のうち，28 万人余りは日々の暮らしをその日に稼いだわずかな収入でまかなう「その日稼ぎの者」であると述べた。

参考文（４）からは、1842 年、町奉行が、江戸の町方の人口 56 万人のうち 28 万人余りが「その日稼ぎの者」と述べていることを読み取る。その上で、1833～36 年を中心に発生した、長雨・洪水・冷害などを要因とする天保の飢饉により、江戸へ大量の貧民が流入したことを想起する。そして、天保の改革の時期には、江戸の町方人口の半数が、その日に稼いだわずかな収入で生きている下層民衆で構成されるようになっており、米価の高騰は下層民衆の生活を直撃して打ちこわしの要因となるので、このような時に、下層町人の娯楽や雇用の機会を奪うことを、江戸の治安を預かる町奉行が懸念したことを考察することが要求されている。

＜参考文５＞

⑸ 1844 年，新任の町奉行は，⑵とほぼ同様の趣旨を述べて，寄席に対する統制の緩和を主張した。軒数の制限が撤廃されると，その数は急増し，700 カ所に達したと噂された。

参考文（５）からは、1844 年、新任の町奉行が寄席に対する統制の緩和を主張したこと、制限が撤廃されると寄席の数は急増し、700 箇所に達したと噂されたことを読み取る。その上で、老中水野忠邦の失脚により、風俗統制などを推進した天保の改革が終焉を迎えると、打ちこわしを懸念して、下層町人の不満緩和や雇用確保のために寄席を擁護した町奉行の主張が通り、下層民衆の望む寄席が急増したことを考察することが求められている。

＜解答の作成＞

解法をまとめると、

設問 A は、

①参考文（１）から、日中に興行し、入場料が高額な歌舞伎と、夜間も興行し、入場料も歌舞伎の 100 分の 1 歩である寄席の性格を読み取り、寄席が、日中に労働し、貧しい下層町人の娯楽となっていたことを考察する。

②参考文（２）から、町奉行が、寄席は、「歌舞伎などに行けない職人や日雇い稼ぎの者などのささやかな娯楽の場」と述べていることを読み取り、寄席が下層町人の娯楽となっていたことを再確認する。

③参考文（４）から、1842 年、町奉行が、江戸の町方人口 56 万人のうち、28 万人あまりが「その日稼ぎの者」と述べたことを読み取り、1833～36 年を中心とする天保の飢饉により、大量の貧民が江戸に流入したことを考察する。

④以上から、設問が、「留意しながら」と指示する、「歌舞伎と対比される寄席の特徴」としては、入場料が高く、日中に興行し、上層町人（富裕層）の娯楽化した「歌舞伎の特徴」と対比し、入場料が安く、夜も興行し、下層町人の娯楽となっている「寄席の特徴」を確認する。その上で、問題の要求する「江戸で寄席が急増」した「理由」が、天保の飢饉などで、江戸に大量の貧民が流入し、寄席を娯楽として愛好する下層町人が増加したことを考察する。

設問 B は、

①参考文（２）から、町奉行が、寄席の全廃は、下層町人の娯楽や雇用の機会を奪うと反対したことを読み取り、町奉行が、下層町人の不満が高まることにより、打ちこわしが発生することを懸念していることを考察する。

②参考文（３）から、町奉行が、江戸の米価の高騰、消費の減退、仕事口の減少を問題視していることを読み取り、町奉行が、下層町人の不満が高まることにより、打ちこわしが発生することを懸念していることを考察する。

③参考文（４）から、江戸の町方人口の半数が「その日稼ぎの者」であることを読み取り、町奉行が、打ちこわしの主体となる下層町人の増加を懸念していることを考察する。

④問題が言及することを要求している「江戸に関する幕府の政策」が、天保の改革であることを想起し、寄席の廃止などの風俗統制や、人返しの法などの政策が実施されたという基本知識を確認する。

⑤参考文（５）から、天保の改革の後、寄席が 700 カ所に急増したと噂されたことを読み取り、寄席が、下層町人の重要な娯楽であることを確認するとともに、町奉行が、寄席の存続により下層町人の不満を解消することが一揆の防止となると判断したことを考察する。

⑥問題が言及することを要求している「幕府がこれ以前に直面したできごと」が、天保の飢饉に際しての、打ちこわし・一揆の続発や、大塩平八郎の乱や生田万の乱の発生であるという基本知識を確認する。

⑦以上のことから、「町奉行が寄席を擁護した理由」が、寄席の存続による、下層町人の不満の緩和や、雇用の機会の確保にあったことを考察する。

＜解答の骨子＞

上記の内容を踏まえ、解答の骨子を示してみよう。

設問Aは、歌舞伎と異なり、入場料の安い寄席が下層町人の娯楽となったことを述べればよい。

設問Bは、天保の改革では風俗が統制されたものの、天保の飢饉の際の経験から打ちこわしを懸念する町奉行が、下層町人の不満緩和や雇用確保のために寄席を擁護したことを述べればよい。

第４問

戦後日本の対外関係と政党間対立について考察する問題である。参考文を熟読し、グラフを読み取り、史料を読解し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

東大入試の日本史の第４問において、近代史が出題されず、現代史（戦後史）だけが単独に出題されることは、今年度が初めてである。現代史（戦後史）の対策を怠った受験生は大きな失敗を犯したことになる。

まず、「戦後日本の対外関係と政党間対立」についての考察を要求する本問に取り組むにあたっては、戦後の外交史と政党史を学ぶことが不可欠である。

＜戦後改革と政党の復活＞

1945 年８月、日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏した。日本の占領は連合国軍の占領であったが、実態は、米軍による単独占領であった。当初、ＧＨＱ（連合国軍最高司令官総司令部）の占領政策は、日本の「非軍事化・民主化」を目的としていた。1945 年、連合国軍最高司令官マッカーサーは、幣原喜重郎首相に対して、「婦人解放、労働組合の助長、教育の自由主義化、圧政的諸制度の撤廃、経済機構の民主化」を内容とする五大改革指令を発した。そのような民主化の中で戦後改革は遂行され、政党の再建も始まった。

政党を大きく二分すると、ブルジョア政党と無産政党に分類できる。

ブルジョア政党とは、生産活動に必要な工場・機械・土地などの生産手段を有する資本家・地主の利害を代表する政党で、戦前の日本では、立憲政友会や立憲民政党などをさす。そして、立憲政友会と立憲民政党は、戦後の自由民主党のルーツとなった。

一方、無産政党とは、生産手段を有しない無産階級である労働者･農民の利害を代表する政党で、社会主義的傾向を持つものが多く、戦前の日本では、労働農民党・日本労農党・社会民衆党などをさす。そして、戦前の無産政党は、戦後の日本社会党のルーツとなった。

また、国際共産主義運動の指導部であるコミンテルン（第三インターナショナル）日本支部として結成された日本共産党は、非合法の革命政党であった。

1945 年、戦前は非合法革命政党であった日本共産党が合法的議会政党として再建された。また、戦前の無産政党を統合した革新政党として日本社会党が結成された。一方、「昭和

戦前の二大ブルジョア政党」を見ると、自由党系で三井財閥を支持基盤としていた立憲政友会の党員であった政治家を中心に日本自由党が結成された。また、立憲改進党・進歩党系で三菱財閥を支持基盤とする立憲民政党の党員であった政治家を中心に日本進歩党が結成された。さらに労資協調を掲げる中道政党として日本協同党も結成された。そして、日本自由党と日本進歩党と日本協同党は、離合集散を繰り返し、1955 年に保守合同で自由民主党となった。

1945 年に婦人参政権を認めた新選挙法が成立したが、翌年、同法に基づく衆議院総選挙で 39 名の「婦人代議士」といわれた女性衆議院議員が当選した。この選挙で日本自由党が第 1 党となり、日本自由党と日本進歩党の連立内閣である第一次吉田茂内閣が成立した。

1947 年、日本社会党系の日本労働組合総同盟（総同盟）と日本共産党系の全日本産業別労働組合会議（産別会議）は、官公庁労働者を中心に約 600 万人の労働者を組織し、2 月 1 日に、吉田茂内閣打倒を掲げて、全国規模の多産業同時ストライキであるゼネラル・ストライキを計画した。しかし、この二・一ゼネストは、スト突入の前日、ＧＨＱの指令により、中止させられた。

1947 年 4 月、二・一ゼネスト中止指令の後の衆議院議員総選挙で、日本社会党が第 1 党となった。しかし、日本社会党は単独過半数を取れなかったので、初の日本社会党首班内閣である片山哲内閣は、芦田均を党首とする民主党、三木武夫を党首とする国民協同党との連立内閣となり、中道連立政権となった。片山哲内閣は連立故の政策調整に苦しみ、結局、日本社会党の左派と右派の対立により、短命に終わった。

1948 年 3 月、民主党・日本社会党・国民協同党の 3 党連立内閣である芦田均内閣が成立した。しかし、復興金融金庫からの融資に関わる汚職事件である昭和電工疑獄事件で、同年 10 月総辞職を余儀なくされた。このあと、1948 年 10 月から 1954 年 12 月まで、第二次～第五次にわたる吉田茂内閣が続くこととなった。

＜冷戦と占領政策の転換＞

1947 年、アメリカ大統領トルーマンは、ソ連を封じ込めるとする、トルーマン=ドクトリンとよばれる「共産主義封じ込め政策」を宣言した。ここに、ソ連と東ヨーロッパを中心とする社会主義諸国で構成される東側陣営と、アメリカと西ヨーロッパを中心とする資本主義諸国で構成される西側陣営の、いわゆる東西対立である冷戦が始まった。そして、冷戦は、1989 年のマルタ会談における、アメリカのブッシュ（父）大統領とソ連のゴルバチョフ共産党書記長の「冷戦終結宣言」まで続くことになるのである。

1947 年、アメリカは、トルーマン=ドクトリンの具体化として、マーシャル=プランに基づく西ヨーロッパへの共産主義進出防止のための復興援助を開始した。そして、1949 年、アメリカと西欧諸国の共同防衛組織である北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）が結成された。

一方、1947 年、東側陣営も、ソ連と東欧諸国、及び、フランスとイタリアの共産党による情報連絡機関であるコミンフォルムを構築した。そして、1955 年には、ＮＡＴＯに対抗し、ソ連と東欧 7 カ国による共同防衛組織であるワルシャワ条約機構も結成された。

また、東アジアにおいても、冷戦は激化していた。1946 年から再び始まった、アメリカが支援する蒋介石を指導者とした中国国民党政権と、毛沢東が率いる中国共産党との国共内戦は、1949 年、中国共産党が勝利し、中華人民共和国が成立し、東側陣営に組み込まれた。敗北した蒋介石は台湾に逃亡し、中華民国は台湾国民政府として存続して西側陣営に組み込まれた。

一方、1945 年、解放され独立が約束されていた朝鮮においては、北緯 38 度線を境界として、南部をアメリカ軍が占領し、北部をソ連軍が占領し、自由な建国の動きを抑圧した。そして、1948 年、南部のアメリカ軍占領地に李承晩を大統領として大韓民国が成立し、西側陣営に組み込まれた。他方、北部のソ連軍占領地に金日成を首相に朝鮮民主主義人民共和国が成立し、東側陣営に組み込まれた。このような、東アジアの冷戦激化により、アメリカの対日占領方針は、日本の「非軍事化・民主化」から、日本を「反共の防波堤」とする政策へと大きく転換していった。

1950 年 6 月、朝鮮民主主義人民共和国の軍隊が、朝鮮半島の統一を目指して北緯 38 度線を越えて大韓民国に侵攻し、朝鮮戦争が始まった。ソ連欠席の国連安全保障理事会では、朝鮮民主主義人民共和国の侵略と規定されて、朝鮮民主主義人民共和国への武力制裁が決定された。そして、アメリカ軍を中心とする国連多国籍軍が大韓民国を支援する形で介入し、北緯 38 度線を越えて、中華人民共和国との国境に迫った。これに対し、中国人民義勇軍が、朝鮮民主主義人民共和国を支援し、日本は国連多国籍軍の後方基地化した。そして、戦闘は、1953 年の朝鮮休戦協定の締結まで続き、北緯 38 度線付近の軍事境界線で南北は分立することになり、現在に至る。朝鮮戦争は現在も終結しておらず、休戦中なのである。

東アジアにおける冷戦激化を背景に、1948 年 12 月 23 日、極東国際軍事裁判（東京裁判）で死刑の判決を受けた東条英機らＡ級戦争犯罪人 7 名が処刑されたが、翌日、岸信介らＡ級戦犯容疑者 19 名が釈放された。そして、朝鮮戦争の勃発直前より、「逆コース」とよばれる、アメリカの占領政策の転換を背景とした戦前への復帰が進んでいった。

1950 年、ＧＨＱは、軍国主義者の公職追放解除を開始し、追放していた軍国主義者を、政界・教育界・官界・言論界・財界などの公職に復帰させていった。一方、ＧＨＱは、レッド=パージを進め、政界などの公職のみならず、産業界からも「共産主義者」、及び、その「同調者」と見做した者を追放していった。

1950 年、朝鮮戦争に際してアメリカは、ポツダム政令である警察予備隊令により、在日米軍の補完と日本の革命的騒乱の発生への対処のために、第三次吉田茂内閣に、警察予備隊を創設させた。ここに、日本はアメリカの要請によって再軍備を開始したのである。

＜占領の終結と主権の回復＞

朝鮮戦争が勃発すると、アメリカは、ソ連を含めた連合国で日本の占領を行うより、対日講和を促進して日本の占領を終結させ、独立回復した日本を中立にさせず、西側陣営に組み込む方が有利と判断した。しかし、占領を終結すると、占領軍であるアメリカ軍は撤退しなければならなくなるので、アメリカは、サンフランシスコ平和条約と、講和後も

アメリカ軍の駐留を内容とする日米安全保障条約を同時に締結することを図った。

1951 年のサンフランシスコ平和条約を巡って、第三次吉田茂内閣は、西側 48 カ国とのみの単独講和の形で条約を締結することを推進していた。これに対し、革新政党・労働組合・知識人などは、アメリカの要求に応じ、社会主義国を排除して西側陣営との講和を図る単独講和に反対し、全ての交戦国との講和を主張する全面講和を唱えた。

1951 年のサンフランシスコ講和会議には 55 カ国が招請されたが、インド・ビルマ・ユーゴスラヴィアは参加せず、中華人民共和国と中華民国は招請されなかった。

サンフランシスコ平和条約の内容は、占領の終結と日本の主権回復、朝鮮の独立と台湾の放棄、千島列島と南樺太の放棄のほか、沖縄・小笠原諸島は、アメリカを唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置くという、アメリカの国際連合への提案に日本が同意すること、及び、提案まではアメリカが施政権を持つことが規定された。しかし、提案時期が明記されていなかったので、実際には、アメリカは提案せずに施政権下に置いた。小笠原諸島が日本に返還されるのは 1968 年、沖縄が返還されるのは 1972 年であった。

なお、サンフランシスコ講和会議に出席したソ連・ポーランド・チェコ＝スロヴァキアは、内容を不満としてサンフランシスコ平和条約には調印しなかった。

1951 年 9 月 8 日、第三次吉田茂内閣は、西側 48 カ国とのみの単独講和の形でサンフランシスコ平和条約を締結した。その結果、ソ連とは、1956 年の日ソ共同宣言まで、中華人民共和国とは、1972 年の日中共同声明まで戦争状態を継続することになった。

1951 年 9 月 8 日、サンフランシスコ平和条約と同日、日米安全保障条約が調印された。サンフランシスコ平和条約には、同条約発効後、連合国のすべての占領軍は速やかに日本から撤退しなければならないことが明記されていた。しかし、日本への軍隊の駐留の継続を意図するアメリカは、日米安全保障条約を締結して米軍の日本駐留を合意させた。すなわち、「連合国軍としての米軍」は撤退するが、「ただの米軍」は駐留するというレトリックであった。

日米安全保障条約では、第一条において、米軍を「日本国内及びその付近に配備する権利を日本は許与」することが定められ、日本に駐留する米軍は「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」することも位置付けられた。このことは、日本が米軍に基地の貸与を認め、米軍が日本以外の極東地域における戦争・武力紛争に出動しうることを認めたことを意味する。また、米軍は日本の基地を使用するが、米軍の日本防衛義務は明記されず、日米安全保障条約は日本にとって片務的な不平等条約であった。

また、第一条には、「日本国における大規模の内乱及び騒擾を鎮圧するため、日本国政府の明示の要請に応じて」米軍を使用できることも明記され、この規定は内乱条項と呼ばれている。すなわち、内乱条項とは、日本政府の要請によって、米軍が日本の内乱や騒擾を鎮圧することを規定したもので、自国の軍事力で自国の国民を抑えられなければ、外国軍隊を使用してでも自国の国民を殺害するという、国家権力の本質の一端を示すものと見ることもできる。そのため、占領終結後も、日本の大衆運動に米軍が介入する事が懸念さ

れた。

第二条ではアメリカの事前の同意なしに、第三国に基地・駐兵・演習・軍隊の通過の権利を許与しないことが規定された。また、第三条では、米軍の「配備を規律する条件は、両国間の行政協定で決定する」ことが規定され、これに基づき、1952 年、日米行政協定が締結された。

1952 年に締結された日米行政協定は、日米安全保障条約の細目協定であり、米軍への基地提供や防衛分担金が規定された。また、米軍に、米国の軍人・軍属、及びその家族の裁判権があることが規定された。このことは、米国の軍人・軍属、及びその家族には、日本の裁判権が無く、事実上、治外法権となり、著しい不平等性を有した。

＜55 年体制の確立＞

サンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約を巡って、日本社会党の左派は「平和条約反対・安保条約反対」を主張し、日本社会党の右派は「平和条約賛成・安保条約反対」を主張したので、1951 年から 1955 年まで、日本社会党は、左派社会党と右派社会党に分裂した。

戦犯釈放・公職追放解除など、「逆コース」を背景とする旧政治家の政界復帰により、保守勢力の中に変動が生じてきた。1952 年、鳩山一郎が政界に復帰して自由党に入党したが、吉田茂首相は、鳩山一郎が公職追放を解除されたら首相の座を返す、という約束を反故にした。そのため、鳩山一郎は自由党を脱党し、反吉田勢力を結集して日本民主党を結成し、幹事長を岸信介とした。

1954 年、造船疑獄事件を巡り、第五次吉田茂内閣は総辞職し、日本民主党の第一次鳩山一郎内閣が成立し、同内閣は、憲法改正・再軍備を進めた。この策動に対して危機感を持って対抗した左派社会党と右派社会党は、1955 年 2 月の衆議院議員総選挙で両派あわせて憲法改正阻止に必要な 3 分の 1 の議席を確保した。そして、10 月、日本社会党は、左派と右派の再統一を実現し、鈴木茂三郎を委員長とした。

一方、保守陣営では、財界の強い要望を背景に、1955 年 11 月、鳩山一郎を党首とする日本民主党と、緒方竹虎を党首とする自由党が合流する保守合同によって自由民主党が成立し、初代総裁に鳩山一郎が選出され、自主憲法制定を綱領に掲げた。

ここに、冷戦を背景にして、自由民主党と日本社会党による、55 年体制とよばれる、形式的には二大政党制の時代が到来することとなったが、実際には、自由民主党の長期政権下で、日本社会党は常に野党第一党という、保守政党優位の体制となった。そして、55 年体制は、1993 年、宮沢喜一内閣が、自由民主党の分裂による内閣不信任案の可決により崩壊し、非自民 7 党 1 会派の細川護熙連立内閣が成立するまで、38 年間継続した。

1956 年、第三次鳩山一郎内閣は、再軍備を推進するために国防会議を発足させ、憲法改正を掲げて憲法調査会を設置した。また、教育の民主化と地方分権化を目的に、地域住民による公選制の教育委員会を設置した、1948 年の教育委員会法を改正し、1956 年、教育の国家統制と中央集権化を図り、地方自治体の首長による任命制による教育委員会を設置

する新教育委員会法（地方教育行政法）を制定した。

1955 年、ジュネーブ四巨頭会談で米英仏ソ首脳が協議し、「雪どけ」への期待が高まった。また、1956 年にスターリン批判を行ったソ連のフルシチョフ共産党第一書記は平和共存政策を推進した。そのような中で、1956 年、第三次鳩山一郎内閣は、日ソ共同宣言に調印し、日ソの戦争終結・国交回復を実現した。また、日ソ平和条約締結後の歯舞群島・色丹島返還が規定された。さらに戦争終結により、ソ連が日本の国際連合加盟を支持することも規定されたので、同年 12 月、日本の国際連合への加盟が認められ、日本は国際社会への復帰を実現させた。

＜岸信介内閣と新安保体制＞

1956 年 12 月、鳩山一郎内閣の後を継いで石橋湛山内閣が成立した。しかし、翌 1957 年 2 月、石橋湛山首相の病気により、同内閣は短命に終わった。ついで、岸信介内閣が成立したが、同内閣は、自衛隊の装備近代化を図り、防衛力整備計画（第一次防衛力整備三カ年計画）を立案した。

また、教員集団の分裂・弱体化による日本教職員組合（日教組）の活動抑制を図り、1958 年、教員の勤務評定の全国実施を行った。勤務評定とは、学校長により教員の昇給・昇格を判定する制度であり、日本教職員組合は、勤評闘争と呼ばれる激しい反対運動を展開したが敗北した。

さらに、同年、岸信介内閣は、勤評闘争や予想される安保闘争を弾圧するために、職務質問・捜査令状なしの身体検査・逮捕令状なしの留置などを認め、警察官の権限を強化する警察官職務執行法改正案を国会に提出した。しかし、日本社会党・日本労働組合総評議会（総評）を中心に市民レベルで警職法反対闘争が高揚し、「デートもできない警職法」が合言葉になるなど、世論の猛反発を受け同法案は廃案となった。

一方、岸信介内閣は「日米新時代」を唱えて、日米安全保障条約の改定を進め、1960 年 1 月、日米相互協力及び安全保障条約（日米新安保条約）をアメリカで調印した。

1951 年の日米安全保障条約は、期限も不明確であり、前述したように、基地は提供するものの、米軍の日本防衛義務は明記されず片務的な不平等条約であった。そのため、同条約の改定交渉が行われ、1960 年、第二次岸信介内閣により、日米相互協力及び安全保障条約が調印された。

日米相互協力及び安全保障条約は、第三条において、日米の相互協力による防衛力の発展が定められ、「憲法上の規定に従う」という条件付ではあるが、日本の防衛力増強が義務付けられた。

第四条では、「日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき」は「随時協議」することが規定された。

第五条では、「日本の施政権下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」とし、米軍の日本防衛義

務も明記され、条約は双務的となった。又、内乱条項も削除された。

第六条では、「アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許可される」とあるが、その具体的内容は、日米行政協定に代わり、1960 年に締結された日米地位協定で規定された。又「核持ち込み」など装備の変更などの駐留米軍の行動に関しては、付属の交換公文において、日米間の事前協議制が定められた。

第十条では、「この条約が十年効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合は、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する」とされた。

なお、日米相互協力及び安全保障条約は、1970 年、第三次佐藤栄作内閣（佐藤栄作は岸信介の実弟）により自動延長された。

＜安保闘争と保革対立＞

1960 年、岸信介内閣は、衆議院本会議に警察隊を突入させて反対する日本社会党議員などを実力で排除し、日米新安保条約の批准の承認を自由民主党の単独強行採決で通過させた。

これに対して、日本社会党・総評など 134 団体により、安保改定阻止国民会議が結成され、日本がアメリカの軍事戦略に巻き込まれることへの懸念や議会制民主主義そのものへの危機感から、安保改定に反対する大規模な安保闘争が展開された。特に安保改定を日本帝国主義の復活と捉え、「反帝国主義・岸内閣打倒」を掲げる全学連（全日本学生自治会総連合）は闘争の先頭に立った。その際、岸信介首相は、安保闘争を自衛隊で鎮圧する事を図ったが、防衛庁長官が躊躇したので回避された。

6 月 15 日、共産主義者同盟（ブント）系の全学連主流派が国会講内に突入して警官隊と衝突したが、その際、日本史学を専攻する東大生樺美智子が殺害された。そして、6 月 19 日、参議院の議決が無いまま、「衆議院の優越」の規定により新安保条約は自然承認された。しかし、治安の不安からアイゼンハワー米大統領の来日は中止され、岸信介内閣も退陣した。

設問Ａ

設問Ａは、占領終結から岸内閣期の日本の対外関係の変化について、国際政治の動向に留意しながら説明することを要求する問題である。

日本の占領は連合国軍による占領であったが、事実上は米軍の単独占領であった。占領期とは、1945 年 8 月の無条件降伏・敗戦から、1952 年 4 月 28 日、サンフランシスコ平和条約が発効し、日本本土の主権が回復するまでである。なお、奄美諸島は 1953 年に返還されたが、小笠原諸島は 1968 年、沖縄は 1972 年に返還されるまで、アメリカの施政権下に置かれた。

問題の要求する「占領終結から岸内閣期」とは、1952 年 4 月から 1960 年 7 月までである。この間、内閣は吉田茂内閣（三次～五次）、鳩山一郎内閣（一次～三次）、石橋湛山内閣、岸信介内閣（一次・二次）と変遷した。

また、問題の要求する、この時期の「国際政治の動向」は、「冷戦（1947～1989）下での朝鮮戦争（1950～53）→雪どけ→冷戦」と動いていった。

＜参考文２＞

(2) 1951 年 9 月，サンフランシスコ平和条約が調印され，吉田茂首相は日米安全保障条約に日本側ではただ一人署名した。1952 年 8 月，吉田首相は，初めて憲法第 7 条により，与野党議員の多くに対して事前に知らせずに，突如，衆議院の解散を断行した。選挙結果における各党の当選者数は次の通りである。

参考文（２）からは、1951 年 9 月、サンフランシスコ平和条約が調印され、吉田茂首相が日米安全保障条約に調印したことを読み取る。その上で、「吉田茂内閣の時の国際政治の動向」としては、朝鮮戦争が勃発し、東アジアにおける冷戦が激化しているという基本的知識を想起する。また、この時期の「吉田茂内閣の時の対外関係」としては、サンフランシスコ平和条約を西側陣営 48 カ国とのみ調印する単独講和を行いに西側陣営に組み込まれたこと、同条約と同日、日米安全保障条約も締結し、米軍の駐留などが決定し、対米従属の外交路線が明確化されたことを確認し、併せて、吉田茂内閣が、安全保障をアメリカに依存することにより、再軍備は軽武装で行い、経済発展を重視したことを考察することが要求されている。

当時の情況を概観すると、1950 年、朝鮮情勢が緊迫する中で、戦争勃発の直前、ＧＨＱ（連合国軍最高司令官総司令部）は、日本共産党中央委員 24 名全員を公職追放して、レッド＝パージを開始したことが分かる。その後、この措置は拡大し、報道機関・政府機関などから共産主義者や、その同調者とみなした人々を追放した。また、これと併行する形で、戦争犯罪人の釈放や軍国主義者の公職追放解除が行なわれたので、戦前の戦争指導者たちが政界などへ復帰する道が開かれた。

一方、同年、ＧＨＱは、朝鮮戦争に際して、警察予備隊の創設を指令した。この事は、「憲法第九条」に基づく「戦力を持たない国」として日本を再建する方針をアメリカ政府が転換した事を意味し、ここに、日本の再軍備は開始された。なお、警察予備隊は、1952 年、占領終結に際してポツダム政令である警察予備隊令が無効となるので廃止されて保安隊となり、海上警備隊（のち警備隊と改称）も併設された。1954 年、ＭＳＡ協定の締結に際して、防衛庁（2007 年に防衛省と改称）が設置され、保安隊が陸上自衛隊、警備隊が海上自衛隊となり、航空自衛隊が新設された。

1951 年 9 月 8 日、サンフランシスコ平和条約は、日本と西側 48 カ国との間で調印された。翌 1952 年 4 月 28 日、同条約は発効し、日本の本土の主権は回復したが、小笠原諸島は 1968 年まで、沖縄は 1972 年まで、アメリカの施政権下に置かれることとなった。また、ソ連とは、1956 年の日ソ共同宣言まで、中華人民共和国とは、1972 年の日中共同声明まで戦争状態が継続することとなった。

そして、1951 年 9 月 8 日、日米安全保障条約は、サンフランシスコ平和条約と同日に調印された。条約の内容は、極東の「平和と安全」への日米軍事協力、アメリカ軍の駐留と第三国の軍隊の駐留禁止などであり、アメリカ軍は日本に駐留するが、アメリカ軍の日本防衛義務は明記されていないという片務的条約であった。さらに、内乱条項が規定され，日本政府の依頼で日本の内乱・騒擾にアメリカ軍を使用することが可能となるので、日本の大衆運動へのアメリカ軍の介入が懸念された。

しかし、第三次吉田茂内閣は、事実上の再軍備はなされたものの、軍事負担を回避して軽武装とし、経済発展するためには、西側陣営とのみ講和する形でサンフランシスコ平和条約を締結して独立を回復し、日米安全保障条約の締結によって米軍に基地を提供する見返りに安全保障をアメリカに依存するという、対米従属の路線を選択した。

＜参考文３＞

⑶ 1954 年 12 月，吉田内閣が総辞職した後，早期解散を求める左右両社会党の支持を得て鳩山一郎内閣が成立した。鳩山首相は翌年 1 月に衆議院の解散を決めた。選挙結果は次の通りである。1956 年 10 月，鳩山首相は，モスクワで日ソ共同宣言に調印し，12 月に内閣は総辞職した。

参考文（３）からは、鳩山一郎首相が日ソ共同宣言に調印したことを読み取る。その上で、「鳩山一郎内閣の時の国際政治の動向」としては、ジュネーブ４巨頭会談などで「雪どけ」と言われた冷戦緩和の時期であるという基本的知識を想起する。また、この時期の「鳩山一郎内閣の時の対外関係」としては、自主外交の路線をとり、日ソ共同宣言によってソ連と国交を回復して国際連合への加盟を実現させたこと確認し、併せて、鳩山一郎内閣が憲法改正による、重武装の再軍備を目指したことを考察することが要求されている。

＜参考文４＞

⑷ 鳩山内閣の後に成立した石橋湛山内閣が首相の病気により総辞職し，それを継いで首相となった岸信介は，1958 年 4 月，日本社会党の鈴木茂三郎委員長と会談を行い，衆議院は解散された。選挙結果は次の通りである。1960 年 6 月，岸首相は，新しい日米安全保障条約が発効した日に退陣を表明し，翌月，内閣は総辞職した。

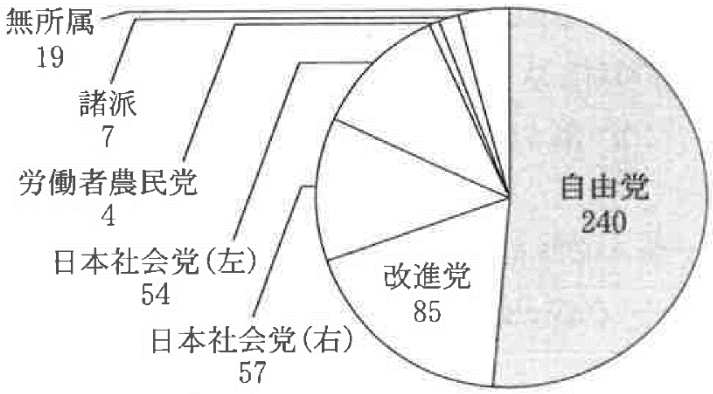
参考文（４）からは、岸信介首相が、日米相互協力及び安全保障条約が発効した日に退陣を表明したことを読み取る。その上で、「岸信介内閣の時の国際政治の動向」としては、アイゼンハワー米大統領と共同声明を発し、「日米新時代」を唱えたという基本的知識を想起する。また、この時期の「岸信介内閣の時の対外関係」としては、安保条約を改定し、「日米新安保条約」といわれる、事実上の軍事同盟である日米相互協力及び安全保障条約を締結したことを確認することが要求されている。

設問Ｂでは、1950 年代後半から岸内閣期における政党間対立の変化について、内閣の施策に留意しながら説明することを要求する問題であった。

問題の要求する「1950 年代後半から岸内閣期における政党間対立の変化」とは、55 年体制の成立から岸信介内閣の安保改定を巡る保革対立・安保闘争のことである。

＜参考文２＞

(2) 1951 年 9 月，サンフランシスコ平和条約が調印され，吉田茂首相は日米安全保障条約に日本側ではただ一人署名した。1952 年 8 月，吉田首相は，初めて憲法第 7 条により，与野党議員の多くに対して事前に知らせずに，突如，衆議院の解散を断行した。選挙結果における各党の当選者数は次の通りである。



(総議席数 466)

参考文（２）からは、1950 年代前半の政治情勢として、吉田茂首相が、野党のみならず与党議員の多くにも知らせず、突如、衆議院の解散を断行したことを読み取り、グラフから、衆議院議員総選挙の結果、与党の自由党が過半数を占めていることを確認する。その上で、自由党の内部で、吉田派と鳩山派が対立していたことを想起し、それが、1954 年の自由党鳩山派を中心とする日本民主党の結成につながっていくことを考察することが要求されている。

戦犯釈放・公職追放解除など、「逆コース」を背景とする旧政治家の政界復帰により、保守勢力の中に変動が生じてきた。1952 年、鳩山一郎が政界に復帰して自由党に入党したが、吉田茂首相が、鳩山一郎の公職追放が解除されたら首相の座を返す、という約束を反故にしたため、自由党内で吉田派と鳩山派が対立した。1952 年の衆議院議員総選挙の結果、自由党は 240 の議席を確保したが、内訳は、吉田派 72 名、鳩山派 68 名、中間派 100 名であった。1954 年、鳩山一郎は自由党を脱党し、反吉田勢力を結集して日本民主党を結成し、幹事長を岸信介とした。

＜参考文１＞

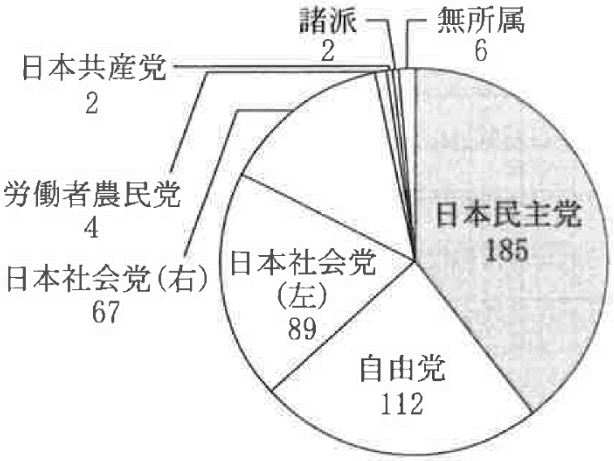
(1) この憲法の改正は，各議院の総議員の三分の二以上の賛成で，国会が，これを発議し，国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には，特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において，その過半数の賛成を必要とする。（以下略）

（日本国憲法第 96 条）

参考文（１）の「日本国憲法第 96 条」から、日本国憲法の改正は、衆議院と参議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議することを確認する。

＜参考文３＞

(3) 1954 年 12 月，吉田内閣が総辞職した後，早期解散を求める左右両社会党の支持を得て鳩山一郎内閣が成立した。鳩山首相は翌年 1 月に衆議院の解散を決めた。選挙結果は次の通りである。1956 年 10 月，鳩山首相は，モスクワで日ソ共同宣言に調印し，12 月に内閣は総辞職した。

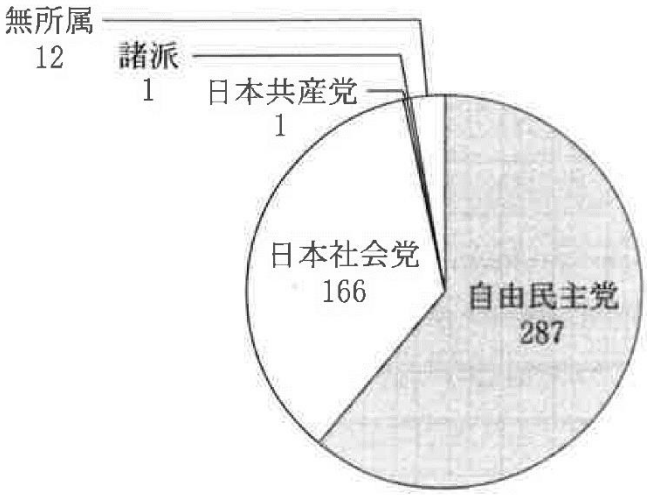


（総議席数 467）

参考文（３）からは、1954 年に日本民主党の鳩山一郎内閣が成立したことを読み取り、グラフから、衆議院議員総選挙の結果、左派社会党と右派社会党が憲法改正を阻止できる三分の一の議席を確保したことを確認する。その上で、憲法改正・再軍備を推進する鳩山一郎内閣に対抗して、1955 年、日本社会党左右再統一が実現したこと、及び、この動きに危機感を持った財界の要望で日本民主党と自由党が合同して自由民主党が結成されたことを想起し、ここに、55 年体制が成立したことを考察することが要求されている。

＜参考文４＞

⑷ 鳩山内閣の後に成立した石橋湛山内閣が首相の病気により総辞職し，それを継いで首相となった岸信介は，1958 年 4 月，日本社会党の鈴木茂三郎委員長と会談を行い，衆議院は解散された。選挙結果は次の通りである。1960 年 6 月，岸首相は，新しい日米安全保障条約が発効した日に退陣を表明し，翌月，内閣は総辞職した。



（総議席数 467）

参考文（４）からは、鳩山一郎内閣の後を継いだ石橋湛山内閣が首相の病気で短命に終わったこと、そのあと、岸信介内閣が成立したことを読み取り、グラフから、衆議院議員総選挙の結果、保守政党の自由民主党 287 議席、革新政党の日本社会党・日本共産党 167 議席と、保革の対立が明確になっていることを確認する。その上で、Ａ級戦争犯罪人容疑者として逮捕・収監されていた岸信介を首班とする内閣が、安保改定を強行する策動に対し、革新勢力が安保闘争を組織して激しく抵抗したことを考察することが要求されている。

なお、安倍晋三の祖父としても知られる岸信介とは、東京帝国大学時代、吉野作造教授の民本主義や美濃部達吉教授の天皇機関説など大正デモクラシーの風潮に反発し、神である天皇は絶対万能で憲法を超越するとする天皇主権説を唱える上杉慎吉教授に私淑した人物であった。そして、吉野作造門下の東大新人会などと敵対して右翼の学生運動に参加し、

卒業後は農商務省に入った。

1936 年、岸信介は満州国に官吏として派遣され、1937 年より満州産業開発五ヵ年計画を推進し、満州国における総力戦体制と統制経済を構築し、日本国内の総力戦体制の雛形を作った。また、満州時代には、東条英機・星野直樹・松岡洋右・鮎川義介とともに岸信介は、満州国を動かす「２キ３スケ」といわれた。

1939 年に帰国し、岸信介は、商工省次官となり、総力戦体制を担う革新官僚として名を挙げ、同年５月、8 万 5000 人の朝鮮人労働者を日本に強制連行･強制労働させる計画を厚生省次官と連名で公表し、朝鮮人強制連行を主導した。1941 年 10 月、東条英機内閣に商工大臣として入閣し、アジア・太平洋戦争の開戦に関わった。そして、1942 年、翼賛選挙で当選して、翌 1943 年、軍需省新設で国務大臣兼軍需省次官となった。

戦後、A級戦争犯罪人として逮捕・収監されたが、冷戦によるアメリカの占領政策の転換もあって起訴を免れ、1948 年、東条英機らA級戦争犯罪人 7 名が処刑された翌日に釈放された。そして、その後、軍国主義者の公職追放が解除されたことにより政界に復帰した。

1954 年、公職追放を解除され政界に復帰したが吉田茂と対立していた鳩山一郎を担いで日本民主党を結成して幹事長となり、1955 年、保守合同で自由民主党が結成されると幹事長になった。

＜解答の作成＞

解法をまとめると、

設問Ａは、

①参考文（２）から、「吉田茂内閣の時の国際政治の動向」が東アジアにおける冷戦の激化であること、「吉田茂内閣の時の対外関係」が、単独講和を行いに西側陣営に組み込まれたこと、及び、日米安全保障条約を締結し、対米従属の外交路線が明確化されたことを考察する。

②参考文（３）から、「鳩山一郎内閣の時の国際政治の動向」が「雪どけ」であったこと、「鳩山一郎内閣の時の対外関係」が、自主外交の路線をとり、日ソ共同宣言によってソ連と国交を回復したことを考察する。

③参考文（４）から、「岸信介内閣の時の国際政治の動向」としては、アイゼンハワー米大統領と共同声明を発し、「日米新時代」を唱えたこと、「岸信介内閣の時の対外関係」としては、安保条約を改定し、事実上の軍事同盟である日米相互協力及び安全保障条約を締結したことを考察する。

設問Ｂは、

①参考文（２）とグラフから、自由党の内部で、吉田派と鳩山派が対立していたこと、それが、自由党鳩山派を中心とする日本民主党の結成につながっていくことを考察する。

②参考文（１）から、日本国憲法の改正は、衆議院と参議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議することを確認する。

③参考文（３）とグラフから、憲法改正を阻止できる三分の一の議席を確保した左派社会党と右派社会党が、憲法改正・再軍備を推進する鳩山一郎内閣に対抗し、日本社会党左右再統一が実現したこと、これに危機感を抱いた財界の要望もあって保守合同により自由民主党が結成されたこと、及び、このことにより、55 年体制が成立したことを考察する。

④参考文（４）とグラフから、第二次岸信介内閣が、安保改定を強行する策動に対し、保革が伯仲する中で、革新勢力が安保闘争を組織して激しく抵抗したことを考察する。

＜解答の骨子＞

上記の内容を踏まえ、解答の骨子を示してみよう。

設問Ａは、冷戦下、吉田内閣が西側陣営と講和して米軍駐留も決定したこと、雪どけを背景に鳩山内閣がソ連と国交回復したこと、日米新時代を唱えた岸内閣が安保改定を行ったことなどを述べればよい。

設問Ｂは、左右社会党の再統一と保守合同による自由民主党の結成により 55 年体制が成立したこと、岸内閣に対し、革新勢力が安保闘争を組織したことなどを述べればよい。

Ⅱ．合否を分けたポイント

第１問：国家的造営工事のあり方の変化（180 字）

第 1 問

古代の宮都などの大規模造営では，建築工事の現場だけでなく，山林での材木の伐り出し，瓦の製作，それらの輸送(陸運・水運)など，資材調達の作業にも多くの労働力が必要であった。国家的造営工事に関する次の(1)~(4)の文章を読んで，下記の設問に答えよ。解答は，解答用紙(イ)の欄に記入せよ。

(1) 律令制のもとでは，仕丁(しちょう)と雇夫(こふ)が国家的造営工事に動員された。仕丁は，全国から 50 戸ごとに成年男子 2 名が徴発され，都に出仕し役務に従事した。雇夫は官司に雇用された人夫で，諸国から納められた庸が雇用の財源となった。

(2) 奈良時代に朝廷が行った石山寺の造営工事では，仕丁・雇夫らが従事した作業の内容が記録に残されている。また，恭仁京・長岡京・平安京の造営など，大規模な工事を実施する際には，労働力不足への対処として，畿内周辺の諸国に多数の雇夫を集めることが命じられた。

(3) 960 年 9 月，平安京の内裏が火災ではじめて焼失した。その再建は，修理職(しゅりしき)や木工寮(もくりょう)といった中央官司だけでなく，美濃・周防・山城など 27 カ国の受領に建物ごとの工事を割り当てて行われた。こうした方式はこの後の定例となった。

(4) 1068 年に即位した後三条天皇は，10 年前に焼失した内裏をはじめ，平安宮全体の復興工事を進めた。これを契機に，造営費用をまかなうための臨時雑役を，国衙領(こくがりょう)だけでなく荘園にも一律に賦課する一国平均役(いっこくへいきんやく)の制度が確立した。

設　問

国家的造営工事のあり方は，国家財政とそれを支える地方支配との関係を反映して変化した。その変化について，律令制期，摂関期，院政期の違いにふれながら，6 行以内で説明せよ。

＜問題の要求＞

国家的造営工事のあり方の変化について、国家財政とそれを支える地方支配との関係を踏まえ、律令制期、摂関期、院政期の違いに触れながら、180 字以内で説明することが要求されている。

＜ポイント＞

＜国家的造営工事のあり方―律令制期＞

①律令に規定

＊仕丁を動員

＊雇役により担う（雇夫を動員）

＜国家的造営工事を支える国家財政―律令制期＞

②人頭税（庸・調）中心

＜国家的造営工事を支える地方支配―律令制期＞

①戸籍・計帳による人民支配（籍帳支配）

②郡司が徴税

＊課口に運脚の義務

＜国家的造営工事のあり方―摂関期＞

①受領（国司）に課す

②受領（国司）の成功

＜国家的造営工事を支える国家財政―摂関期＞

①律令制の衰退（籍帳支配の崩壊）

②受領（国司）が定額租税納入

③負名体制

＊国司が名を単位に徴収

＊田堵（負名）から土地税（官物・臨時雑役）を徴収

＜国家的造営工事を支える地方支配―摂関期＞

①受領（国司）に国内の支配を委ねる

＊受領（国司）の徴税請負人化

＊受領（国司）の権力拡大

②郡司の衰退

＜国家的造営工事のあり方―院政期＞
①一国平均役

＜国家的造営工事を支える国家財政―院政期＞
①荘園公領制
　＊荘園・公領から徴税
　＊名主から土地税(年貢･公事･夫役)を徴収

＜国家的造営工事を支える地方支配―院政期＞
①受領(国司)が郡司(郷司･保司)に徴税を請負わせる

＜解答＞
律令制期、国家的造営工事は律令に規定された仕丁や雇役により担われ、郡司が徴税する人頭税を財源とした。摂関期、籍帳支配の崩壊による定額租税納入への転換により権力が拡大した受領の成功や、田堵から徴収する官物など土地税が財源となった。院政期、荘園整理も進み、荘園公領制に対応する一国平均役で賄われ、荘園領主や国司が名主から徴収する年貢・公事など土地税が財源となった。(180 字)

第２問：応仁・文明の乱と家督継承の関係（150字）

第 2 問

次の(1)～(4)の文章を読んで，下記の設問に答えよ。解答は，解答用紙(ロ)の欄に記入せよ。

(1) 1433年4月，安芸国の国人小早川家の家督をめぐり，持平・凞平兄弟が争った。兄弟の父則平は，当初持平を後継者に指名したが，死去の直前あらためて凞平を指名していた。将軍足利義教が有力守護に意見を問うたところ，まず一族・家臣の考えを尋ねるべしという回答が大勢を占めた。

(2) 1433年11月，義教は，かつて管領を務めた斯波義淳の後継者として，その弟たちのなかで以前から有力な候補と目されていた持有をしりぞけ，その兄義郷を指名して斯波家の家督を継がせた。

(3) 畠山家では，惣領持国と将軍義教との関係が良くなかったため，1441年，有力家臣たちが義教に願い出て，弟の持永を家督に擁立した。しかし同年，義教が嘉吉の変で討たれると，持国は軍勢を率いて持永を京都から追い落とし，家督に復帰した。

(4) 斯波家では，義郷の跡を継いだ義健が幼少だったため，有力家臣甲斐常治が主導権を握った。義健が早世したあと一族の義敏が跡を継いだが，常治と義敏の父持種が対立した結果，義敏は家臣たちの支持を失い，1459年，家督をしりぞいた。

設　問

1467年に応仁・文明の乱が起きた。乱の発生と拡大には，この時期の武士の家における家督継承決定のあり方の変化がかかわっていたと考えられる。その変化と乱との関係について，5行以内で述べよ。

＜問題の要求＞

15 世紀の武士の家における家督継承の決定のあり方の変化と、応仁・文明の乱の発生・拡大のとの関係について、150 字以内で説明することが要求されている。

＜ポイント＞

＜家督継承決定の在りかたの変化―形態＞

①(鎌倉前中期は)分割相続

②(鎌倉後期以降)嫡子への単独相続に変化

＜家督継承決定の在りかたの変化―家督の決定＞

①従来は家督継承決定には惣領の意向が重視

②家督継承決定にも将軍の意向が重視されるようになる

③家督継承決定にも家臣(一族)の意向が重視されるようになる

＜家督継承決定の在りかたの変化―嘉吉の変の後＞

①嘉吉の変(乱)の後の変化

＊将軍権力の弱体化(将軍権威の衰退)

＊家督争いの複雑化

＊武力を用いた決着

＜家督継承決定の在りかたの変化―応仁・文明の乱との関係＞

①応仁・文明の乱の背景

＊管領家(畠山氏･斯波氏)の家督争い

＊将軍家の家督争い

＊幕府の覇権を巡る細川勝元と山名持豊の対立

②応仁・文明の乱の発生・拡大

＊細川勝元と山名持豊が管領家(畠山氏･斯波氏)の家督争いに介入

＊細川勝元と山名持豊が将軍家の家督争いに介入

＊守護家の対立が絡む

＜解答例＞

嫡子単独相続になると家督争いが多発し、家督の決定にも、惣領のみならず将軍や家臣の意向が重視されるようになり、嘉吉の変後、将軍権力が弱体化すると武力を伴う家督争いが複雑化した。幕府の覇権を巡り対立する細川勝元と山名持豊が管領家や将軍家の家督争いに介入し、守護家の対立も絡み、応仁の乱を発生・拡大させた。(150 字)

第３問：寄席の急増と町奉行の寄席擁護の理由（60字＋90字＝150字）

第 3 問

次の(1)～(5)の文章を読んで，下記の設問Ａ・Ｂに答えよ。解答は，解答用紙(ハ)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

(1) 江戸の寄席は多様な芸能を興行し，1820年頃から急増して，1841年には211カ所にのぼっていた。歌舞伎(芝居)は日中だけ興行し，入場料が次第に高額化したのに対し，寄席は夜も興行し，入場料は歌舞伎の100分の1ほどであった。

(2) 1841年，老中水野忠邦は，江戸の寄席の全廃を主張した。町奉行は，寄席は歌舞伎などに行けない職人や日雇い稼ぎの者などのささやかな娯楽の場で，そこで働く人々の仕事も失われるとして反対した。結局，15カ所だけが引き続き営業を認められた。

(3) これより以前の1837年，町奉行は，江戸で例年に比べ米価などが高く，盛り場もにぎわっておらず，建物の普請による仕事の口も少ないことを問題視した。この先さらに状況が悪くなると，職人などは何をするかわからないと懸念し，彼らが騒ぎ立てないよう手を打つべきだと述べた。

(4) 1842年，町奉行は，江戸の町方人口56万人のうち，28万人余りは日々の暮らしをその日に稼いだわずかな収入でまかなう「その日稼ぎの者」であると述べた。

(5) 1844年，新任の町奉行は，(2)とほぼ同様の趣旨を述べて，寄席に対する統制の緩和を主張した。軒数の制限が撤廃されると，その数は急増し，700カ所に達したと噂された。

設　問

A　(1)のように江戸で寄席が急増したのは，どのような理由によったと考えられるか。歌舞伎と対比される寄席の特徴に留意しながら，2行以内で述べよ。

B　町奉行が(2)(5)のように寄席を擁護したのは，どのような事態が生じることを懸念したためと考えられるか。江戸に関する幕府の当時の政策や，幕府がこれ以前に直面したできごとにふれながら，3行以内で述べよ。

＜問題の要求＞

設問Aは、江戸で寄席が急増した理由を、歌舞伎と対比される寄席の特徴に留意しながら、60字以内で述べることが要求されている。

設問Bは、寄席を擁護した理由となる、町奉行が懸念した事態について、幕府の当時の政策や、幕府がそれ以前に直面した出来事にふれながら、90字以内で述べることが要求されている。

＜ポイント＞

設問A

＜歌舞伎の特徴＞

①歌舞伎は入場料が高い

②歌舞伎は上層町人(富裕層)の娯楽化

＜寄席の特徴＞

①寄席は入場料が安い

②寄席は夜も興行

③寄席は下層町人の娯楽

＜江戸で寄席が急増した理由＞

①江戸への貧民の流入

②江戸で下層町人が増加

　＊町方の半分以上が日雇

設問Ｂ

＜町奉行が懸念した事態＞

①江戸での打ちこわし

＜幕府の当時の政策＞

①天保の改革

②風俗の統制（風俗取締令）

　＊具体例（寄席の削減、歌舞伎三座の場末への移転、人情本･合巻の弾圧、奢侈の禁止）

③人返しの法（人返し令）の発令

＜幕府がこれ以前に直面した出来事＞

①天保の飢饉

②打ちこわし

③百姓一揆の続発

④大塩の乱（大塩平八郎の乱）

⑤生田万の乱

＜町奉行が寄席を擁護した理由＞

①寄席は下層町人の不満を緩和する

②寄席の存続は雇用の確保となる

＜解答例＞

Ａ歌舞伎は入場料が高騰して上層町人の娯楽化したが、入場料が安い寄席は、江戸への貧民流入で増加した下層町人の娯楽となった。（60 字）

Ｂ天保の飢饉に際し、打ちこわしが続発したが、天保の改革では風俗を統制し人返しの法を発した。江戸での打ちこわしを懸念した町奉行は、下層町人の不満緩和や雇用確保のために寄席を擁護した。（90 字）

第４問：戦後日本の対外関係と政党間対立（90字＋90字＝180字）

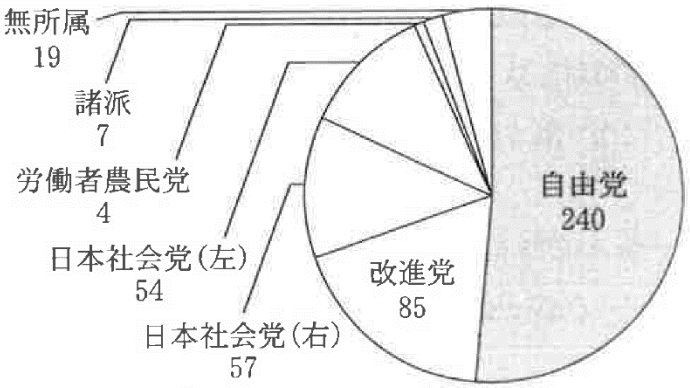
第 4 問

次の(1)～(4)の文章と図を読んで，下記の設問Ａ・Ｂに答えよ。解答は，解答用紙(二)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

(1) この憲法の改正は，各議院の総議員の三分の二以上の賛成で，国会が，これを発議し，国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には，特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において，その過半数の賛成を必要とする。(以下略)

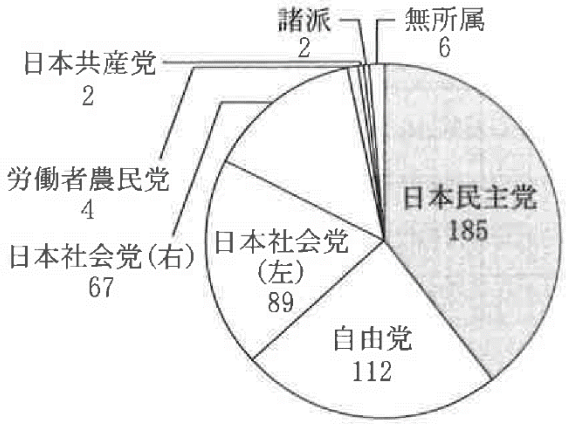
（日本国憲法第 96 条）

(2) 1951 年 9 月，サンフランシスコ平和条約が調印され，吉田茂首相は日米安全保障条約に日本側ではただ一人署名した。1952 年 8 月，吉田首相は，初めて憲法第 7 条により，与野党議員の多くに対して事前に知らせずに，突如，衆議院の解散を断行した。選挙結果における各党の当選者数は次の通りである。



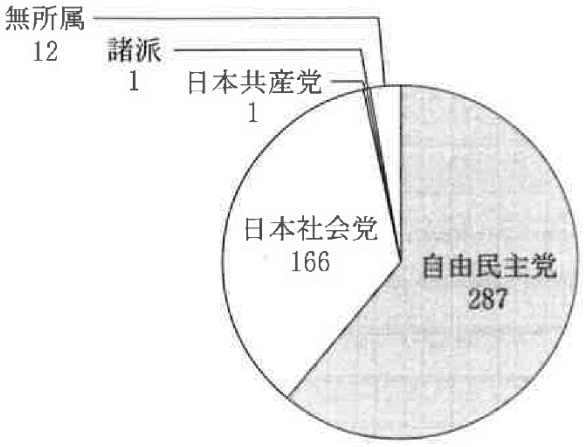
（総議席数 466）

(3) 1954 年 12 月，吉田内閣が総辞職した後，早期解散を求める左右両社会党の支持を得て鳩山一郎内閣が成立した。鳩山首相は翌年 1 月に衆議院の解散を決めた。選挙結果は次の通りである。1956 年 10 月，鳩山首相は，モスクワで日ソ共同宣言に調印し，12 月に内閣は総辞職した。



(総議席数 467)

(4) 鳩山内閣の後に成立した石橋湛山内閣が首相の病気により総辞職し，それを継いで首相となった岸信介は，1958 年 4 月，日本社会党の鈴木茂三郎委員長と会談を行い，衆議院は解散された。選挙結果は次の通りである。1960 年 6 月，岸首相は，新しい日米安全保障条約が発効した日に退陣を表明し，翌月，内閣は総辞職した。



(総議席数 467)

設　問

A　占領終結から岸内閣期において日本の対外関係はどのように変化したか。国際政治の動向に留意しながら，3 行以内で述べよ。

B　1950 年代後半から岸内閣期における政党間対立はどのように変化したか。内閣の施策に留意しながら，3 行以内で述べよ。

＜問題の要求＞

設問Ａは、占領終結から岸内閣期の日本の対外関係の変化について、国際政治の動向に留意しながら、90 字以内で述べることが要求されている。

設問Ｂでは、1950 年代後半から岸内閣期における政党間対立の変化について、内閣の施策に留意しながら、90 字以内で述べることが要求されている。

＜ポイント＞

設問Ａ

＜吉田茂内閣の時の国際政治の動向＞

①冷戦の発生

＊東アジアにおける冷戦激化

＊朝鮮戦争の勃発

＜吉田茂内閣の時の対外関係＞

①サンフランシスコ平和条約の締結

＊西側陣営と講和(単独講和)

＊社会主義国(ソ連・中国)とは戦争状態を継続

②日米安全保障条約の締結

＊米軍の日本駐留の決定

＊対米従属

③軽武装

＊日本の安全保障をアメリカに依存

＜鳩山一郎内閣の時の国際政治の動向＞

①雪どけ

＊冷戦の緩和

＊平和共存

＜鳩山一郎内閣の時の対外関係＞

①自主外交

＊日ソ共同宣言によるソ連と国交回復

＊国際連合への加盟

②重武装

＊憲法改正による再軍備

＜岸信介内閣の時の国際政治の動向＞
①「日米新時代」を唱える
　＊アイゼンハワー米大統領との共同声明

＜岸信介内閣の時の対外関係＞
①日米相互協力及び安全保障条約(日米新安保条約)の締結
　＊安保条約の改定
　＊対米従属からの脱却
　＊日米の対等な関係を目指す
　＊事実上の日米軍事同盟の構築

設問Ｂ
＜鳩山一郎内閣の施策と政党対立＞２点
①鳩山一郎内閣
　＊日本民主党内閣
　＊憲法改正を掲げる
　＊再軍備を掲げる
②左派社会党・右派社会党
　＊改憲阻止の議席を確保
　＊憲法擁護を掲げる
　＊非武装中立を掲げる

＜55 年体制の成立＞
①55 年体制の成立
②日本社会党左右再統一
③保守合同
　＊日本民主党と自由党の合体
　＊自由民主党の結成

＜岸信介内閣の施策と政党対立＞
①保革対立の激化
②保守勢力
　＊自由民主党
　＊安保改定を推進
　＊憲法改正を図る

③革新勢力

＊日本社会党・日本共産党

＊安保闘争を組織

＊改定阻止を図る

＊憲法擁護を主張

＜解答例＞

Ａ冷戦下、吉田内閣は西側陣営と講和して米軍駐留も決定、雪どけを背景に自主外交を掲げた鳩山内閣はソ連と国交を回復、日米新時代を唱えた岸内閣は安保改定による対米従属からの脱却を図った。(90 字)

Ｂ日本民主党の鳩山内閣に対し、左右社会党が改憲阻止の議席を確保して再統一すると、保守合同により自由民主党が結成され、55 年体制が成立した。岸内閣に対し、革新勢力は安保闘争を組織した。(90 字)

Ⅲ．学習対策～学力向上のために

学習対策

＜東大の出題形式＞

基本的には**４題**。すべて論述問題で、形式としては、①**リード文と設問**で構成される問題、②**現代語の参考文**を与え、そこから示唆されるものを読み取り、要求に従って論述する問題、③**史料そのものを読解**して論述する問題、④**グラフ・図表などの数値を読み解き**、要求に従って論述する問題、⑤**絵画や写真を提示して考察**させる問題が例年出題される。

内容としては、東大だからといって、教科書の内容以上の学説的知識を要求している訳ではない。**教科書レベルの基礎的な歴史に対する理解が前提**となるのである。

しかし、**「基礎」とは、「初歩」ではなく**、歴史学習の土台なる、歴史の大きな流れ、各時代の特徴、国際関係のあり方、土地制度への理解、文化と社会の関係、経済の発展に対する理解など、**歴史を考える上で不可欠な基本的歴史認識**であり、はっきり言って、かなりの難題である。

著名な日本史研究者として知られるある東大の教員が、『東大新聞』紙上で、東大を日本史で受験する学生に対してメッセージを送っていた。そこにおいて、彼は予備校や参考書が「**論理まで暗記させている**」と語り、苛立ちをあらわにしていた（筆者もこの苛立ちは正当なものだと共感している)。駿台日本史科においては、このような傾向は否定される共通認識を有しているが、受験界全般では、必ずしも、そのようではではない事が残念な現状である。

こうした傾向を反映してか、東大日本史の論述対策においてすら、**「論理」の丸覚えや、形式論理学的な「論理」の安易な積み重ねで高得点となると勘違いしている受験生が増加している**のは事実である。もし、これで歴史を理解したつもりになったり、あるいは、「論理」らしき物を暗記し、積み木遊戯のように、それを重ね合わせた程度で、論述問題など「事足れり」と思い込んでしまったりしたならば、その段階で合格など程遠いことを先ず自覚す可きである。

東大入試の『日本史』では、先ず、**歴史の基本的な理解**や、そのために必要かつ十分な**歴史的知識が要求**されている。そして、その**「理解」や「知識」を駆使**して、設問で与えられた**歴史的事実を斟酌し、歴史の像を再構成**させる。そのことを通して、受験生の歴史に対する「理解」や「知識」のみではなく、**仮説を立てる論理力や潜在力**までを問うているのである。

設問においては、参考文・史料・グラフ・図表・写真等が多用されるが、結局、それらを利用・応用し、答案として**論述する内容**は、**基本的な歴史的知識に裏付けられた、歴史に対する理解力**である。それ故、解答例だけを見て、「基本的な知識」と、「論理の暗記」で対応できると身びいきに誤解する向きが出てしまうのだが、これは稚拙な事である。

また、東大日本史の入試の典型的パターンの一つとして、受験生の基礎的な知識や、基本的な理解を前提に、史料や、参考文などを提示して、**受験生の「知らない」、歴史の**

「見方」＝「学説」を再構成させる問題がある。もちろん、受験生に、「学説」その物への知識や理解を要求している訳ではないので、その点は余計な心配をする必要は無い。受験生はその「学説」を知らなくてかまわないし、出題者の側も、受験生が「知らないこと」を「期待」して問題を作成しているのである。何故ならば、このような問題は、**受験生の歴史的思考力を問う**ために工夫を凝らして作成されているからである。

＜東大の出題分野＞

出題される時代に関しては、**第１問**が**古代**（まれに**原始・古代**）、**第２問**が**中世**、**第３問**が**近世**、第４問が**近代**、若しくは**近現代**（戦前と戦後）というのが基本的パターンである。東大は戦後史を出題しないという「伝説」が流布されていたが、近年は近現代という形式で出題されており、配点も全体の約 8 分の１と推定される。独立した戦後史の問題は今のところ出ていないが、来年度以降は分からない。「～は出ない」などというのは、主観的な願望に過ぎないので、東大を目指す諸君なら、**原始から現代までの全範囲に取り組む事が不可避**である。

また、各時代とも、**政治史・制度史・外交史・社会経済史・文化史**、及び、それ等の関わりを問う問題や、総合的な問題が満遍なく出題されている。

＜東大の出題内容と学習対策＞

基本的には、**各時代や各時期の特徴**を論じさせ、その理解を問う問題が多い。また、**各時代・各時期の移行期**に関して、その変化の意味を問う問題も最近は増加している。

第１問の**古代史**は、**律令国家の理解**が中心になる。法に基づく官僚機構である律令制度の**制度史的理解**、その**政治史的展開**、律令国家の**地方支配**、律令に基づく**土地制度**とその変質、律令制度の衰退と**籍帳支配**の崩壊、**荘園・公領制**の形成過程などへの理解が問われる。

また、**国際関係**では、前近代における中国を中心とした**東アジアの国際秩序**である**冊封体制への理解**が要求され、日本（倭）と中国・朝鮮との関係、及び東アジア情勢が日本（倭）に及ぼす影響について問われている。

文化史に於ては、各文化の特色を押さえ、**各文化と政治史との関わり**や、**古代仏教史**の展開をしっかりと理解する必要がある。

第２問の**中世史**に於ては、**武家社会の特質、封建制度への理解**が中心となる。先ずは、鎌倉時代と室町時代の政治史的理解が不可欠となる。

例えば、**鎌倉時代**では、**鎌倉幕府**の実態が**御家人の連合政権**である事、初期が「**頼朝独裁**」の時期であった事、承久の乱を経て確立した「**執権政治**」は御家人合議体制である事、宝治合戦・元寇を経て強化され、霜月騒動で確立される「**得宗専制**」が、北条氏の独裁や御内人の専権により御家人の不満を招き、それが後醍醐の挙兵を契機に反北条氏に結実して鎌倉幕府滅亡の要因となること、これらが理解されているだろうか。

室町時代に関しては、**室町幕府**が守護大名の連合政権的性格を持ち、**将軍と守護大名**が「持ちつ持たれつ」の関係にあると同時に、「**抑制と均衡**」の関係にある事、**南北朝の内乱期**、**足利将軍の全盛期**、応仁の乱とそれ以後の**戦国時代**、このような政治史の基本的展開が理解されているであろうか。先ず、この程度をすぐに論じる事が「基礎的理解」として論述問題の解答の前提となる。また、鎌倉時代の武家の社会的結合である**惣領制とその崩壊過程**は頻出である。

一方、**外交史**では、**日宋貿易、元寇、日元貿易、日明貿易、日朝貿易**の知識や、明の**海禁政策との関係**への理解が問われている。また、**社会経済史**では、**武士の荘園侵略**、貨幣経済や**商業の発展**、農業生産力の向上と**惣の形成**、徳政一揆・一向一揆・国人一揆などの**一揆に対する理解**など、**文化史**では、各文化と政治史との関連、**鎌倉新仏教**、仏教と政治や民衆との関係などが繰り返し問われている。

第３問の**近世史**では、**幕藩体制の基本的仕組みに対する理解**が要求される。先ずは、起近世社会を基礎付ける事になる**太閤検地**、武士が在地性を剥奪され生産から遊離する一方、農民は土地に緊縛され生産に従事して剰余生産物を搾取される**兵農分離**、土地の生産力を米量で表示して年貢収奪や知行給与の基準とした**石高制**、石高を基準に知行給与（御恩）し、知行高を基準に軍役などを負担（奉公）させて主従関係の基礎となる**大名知行制**、本百姓体制と**本百姓維持政策**などのしっかりとした理解が要求される。

また、**社会経済史**では、**大坂を中心とした幕藩体制の全国流通機構**への理解が不可欠となる。すなわち、**幕藩領主**は本百姓から**年貢米を収奪**し、家臣に蔵米として知行給与する一方、その他を蔵物として、大坂などの**蔵屋敷で売却・換金**して**財政基盤**とすること、その仕組みが幕藩体制の全国流通機構の形成・整備の基礎となることの理解が問われている。また、**武士と町人・農民との関係**も押さえなければならない。

一方、**制度史**は**江戸幕府の支配機構**、**政治史**は**朝幕関係**や**三大改革**、**文化史**は、その基盤となる**社会経済史との関係**を押さえる事などが要求され、**外交史**は、**「鎖国」体制**と称されてきた、一種の**海禁政策**に対する理解、**朝鮮・琉球・アイヌ民族との交流**に対する理解が問われる。

第４問の**近現代史**は、**近代国家の成立・発展に対する基本的認識**が要求される。特に**立憲体制**の確立過程、**大日本帝国憲法**とその運用に対する**政治史・法制史への理解**が前提となる。また、近年は、地租改正と農地改革、大日本帝国憲法と日本国憲法など、**近代と現代の最重要事項の比較**などが問われている。特に本年は、近代史からの出題はなく、**現代史（戦後史）のみの出題**であった。

また、**社会経済史**では、**地租改正―松方財政―産業革命―資本主義確立と連動する日本資本主義発達史**の深い理解が前提となる。その上で、**金本位制**など金融・貨幣制度、恐慌、**井上財政**や**高橋財政**などを具体的に論述する事が要求される。

一方、**外交史**では、明治期（1868～1912）の日本外交が「**欧米への従属**」と「**アジアへの侵略**」の二重性を持ち、対欧米関係は**不平等条約の改正**、対アジア外交は**朝鮮植民地**

化を軸に展開されていた事の認識が基礎となる。その上で、日中関係・日朝関係・対欧米関係・ワシントン体制・協調外交とその挫折などの詳細な知識と理解が不可欠となる。

さらに、**労働運動史・女性史・教育史**などの論述を通して近代史・現代史の理解を提示させる問題も出題されており、**各テーマを通して近現代史を説明できるように準備**していく必要もある。また、**戦後史**も今以上に出題される可能性は強いのでしっかりと学習する事が肝要である。

＜東大入試に対する基本的取り組み＞

まず、前述した出題傾向の分析をよく理解した上で、**常に「歴史を考える」姿勢で学習**する事が第一である。高校の教科書を読み込んでいく場合も、ひとつの歴史事項に対し、**前提―背景―経過―結果―影響―意義**などを押さえ、それが他の歴史事項とどのような**因果関係**を持っているかを考察しながら読み進んでいくといい。

問題に臨む時は、まず、**問題の「要求」や「指示」を正確に把握**すること。東大の場合、問題の「要求」を完璧に理解した段階で半分以上、すでに解答が出来たと言ってよい問題も多い。ところが、諸君の答案を見ていると、解答欄に見事な歴史に関する記述がなされているのに、「要求」と離れた事が書かれている場合がよくある。これでは加点されるはずが無い事は当然である。

まずは、問題の「要求」部分や「指示」に線を引き、次に必要な場合はそれを「**条件分け**」する（例えば、「影響」を問われたならば、政治的影響・社会経済的要求・対外的影響・文化的影響など、「対外関係」なら、対アジア関係、対欧米関係など）。そして、「指示」に従って「要求」に応えて解答していく。

問題に臨んでも、いきなり解答欄のマス目を埋め始めてはいけない。まず、参考文やグラフ・図表などが提示されている時は、そこから読み取れる事を次々とメモし、それを取捨選択しつつまとめる。

参考文の場合は、各参考文を要約するだけでは不足であり、それが示唆するものを読解し、且つ、それを歴史的表現に置き換える必要がある。その上で、「要求」にしたがって、**「採点基準」を作るように丁寧なメモを作り、そこでじっくり考察し、論述に必要とされる関連事項や具体的な歴史事項を補うとよい。**

もし、10 分間の時間があるとすれば、「採点基準」を作成するようにメモ・まとめを作りながら考察する事に６分間を費やし、書く事をすべて決めた上で、４分間で一気に答案を作成すればよい。本番に臨んでも、あせらず、６対４程度は考察する時間に費やす事。

また、自学習で問題を演習するときは、初期段階では、テキスト・教科書・用語集など何を使って調べてもいいし、時間をかけてもいいので、自分が完璧と思う答案を作ること。特に、**友人同士で答案を検討し合い、議論する事が極めて有効**である。

高校の教科書は、書き込みなどが入ったものは自分のノートと同様なので大切に使用し熟読する事。ただ、同時に、それとは別の他の教科書を通読する事も有効である。

駿台生は、**駿台日本史科の『基幹教材』を熟読する事が最も効果的**である。『基幹教材』は、東大レベルの論述に対応させて、重要な歴史事項に関しては、**前提―背景―経過―結果―影響―意義など詳細に叙述**し、**歴史的思考力を養成するように構成**されている。また、**春期講習―夏期講習―冬期講習―直前講習と連動**する**「東大日本史」**（春期講習は「東大・一橋大日本史」）は、過去問や予想問題の実戦的演習なので、その機会を利用し、しっかりと論述対策に取り組んで欲しい。

＜**駿台の指導体制**＞

高卒生の **EX 東大文系演習コース、東大文系特化コース**では徹底した**東大対策の授業**が行われている。**EX 東大文系演習コース、**及び、**東大文系特化コースで**は、通常の日本史の授業に加え、**毎週１時間、東大日本史演習の時間**を設け、徹底的・実戦的な指導を行い、極めて高い合格実績を出している。

高校生の**選抜・日本史コース**では、前期は週３時間を講義と演習を行い、後期は週３時間を論述問題の演習に当て、極めて高い合格実績を出している。

駿台日本史科の**『基幹教材』**は、東大レベルの論述に対応させて、ひとつの歴史的事項に関しても、前提―背景―経過―結果―影響―意義などを詳細に叙述し、**歴史的思考力を養成**するように構成されている。**『基幹教材』**は、**「日本史前近代Ⅰ」**(333 頁)、**「日本史前近代Ⅱ」**(265 頁)、**「日本史近代Ⅰ」**(271 頁)、**「日本史近代Ⅱ」**(237 頁)、**「日本史現代・テーマ史」**(285 頁)の５冊であるが、これを熟読して学習すれば、最良の対策となり、東大入試の解答も、基本的には、ここからすべて導き出せる。

その他、春期講習では**「東大・一橋大日本史」**、夏期講習では**「東大日本史」(古代・中世)**、冬期講習では**「東大日本史」(近世・近現代)**、直前講習では**「東大プレ日本史演習」(全時代・予想問題)**が設置され、問題演習を通した講義と、徹底した指導が行われている。夏期講習・冬期講習の「**東大日本史**」では、４日間 12 時間で **20 数題**、直前講習の「**東大プレ日本史**演習」では、直前だから可能となる、２日間６時間で **30 数題**の東大の過去問・予想問題の演習・解説が行われ、完成させる。

さらに、2003年度以降、EX東大文系演習コース生を対象に、**“論述力パワーアップ－添削指導システム”**（年６回の添削指導付試験などを実施）を年間カリキュラムに組みこみ、実践的な訓練を一段と強化している。

参考書として、東大受験生は必読なので、早い段階から、**『日本史論述研究―実戦と分析―』**（福井紳一・駿台文庫）に取り組むとよい。同書は、入試に於ける「**論述問題**」を、実戦的に「**読み解く**」ことを通し、重要テーマとなる「**各論**」を押さえつつ、戦後から現代に至る「日本史」を分析し、その**「通史」的理解**を獲得することを目的としている。

題材としては、**東京大学**の「**論述問題**」に臨むための演習として、総合的な観点から最適と判断し、**東京大学の問題**を中心に、**駿台の東大実戦模試**などを用いている。

また、同書は、駿台の長い蓄積と研鑽に裏打ちされた独自の「**採点基準**」を示し、詳細

な「**解説**」を施すことにより、初学者でも、歴史を考察し、理解を試みることを通して、「**満点答案**」を作成することが可能となっていくように叙述されている。

「**採点基準**」を用いて**自己採点**を行うことは、反省点や課題を確認し、更なる実力向上に大きく貢献する。しかし、ここでの「**採点基準**」は、単に自己採点に用いるためだけのものではなく、「**解法**」でもある。問題の要求する**「論点」を把握する力**の養成、それに打ち返す**「論理」を構築する力**の鍛錬、東大入試に必要とされる「**知識**」の豊富化・充実化に資するように作成されているので、「**採点基準**」を丁寧に熟読・分析して自学習することにより、「**満点答案**」作成の道程が見えてくるのである。

過去問の演習と確認には、25 年分の東大入試がすべて収録され、他に類を見ない詳細な解説が施されているので、2018 年に出版された、『**東大入試詳解 25 年　日本史**』（駿台文庫）が最適である。必ず全問を説き、解説を熟読すること。

深い理解が要求される**近代史の対策**としては、『**戦中史**』（福井紳一・角川書店）を勧める。近年は、戦後史の出題も増加し、2016 年は、1960 年代まで出題された。政治・経済・外交などが複雑に絡み合う**現代史の対策**としては、『**戦後史をよみなおす**』（福井紳一・講談社）、『**戦後日本史**』（福井紳一・講談社＋α文庫）を夏までに読み込んでおくとよい。